

令和6年度（2024年度）第1回 特別史跡熊本城跡保存活用委員会

日時 令和6年（2024年）7月12日（金）午後2時
会場 桜の馬場城彩苑 多目的交流施設

熊本市 文化市民局 熊本城総合事務所
熊本城調査研究センター

令和6年度（2024年度） 第1回 特別史跡熊本城跡保存活用委員会

次 第

日時 令和6年（2024年）7月12日（金）14:00～

会場 桜の馬場城彩苑 多目的交流施設

1 開会

2 前回委員会の主な意見…………… 資料1

3 議題

(1) 協議

熊本城の活用について…………… 資料2

(2) 報告

「熊本城みどり保存管理計画」の取組について…………… 資料3

(3) その他

4 事務連絡

5 閉会

特別史跡熊本城跡保存活用委員会運営要綱

制定	平成21年	4月	1日	市長決裁
改正	平成23年	4月	1日	熊本城総合事務所長決裁
	平成23年	6月21日		熊本城総合事務所長決裁
	平成23年	8月17日		市長決裁
	平成24年	3月21日		熊本城総合事務所長決裁
	平成25年	10月	1日	熊本城総合事務所長決裁
	平成26年	3月28日		熊本城総合事務所長決裁
	平成27年	3月30日		市長決裁
	平成29年	3月24日		熊本城調査研究センター副所長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、今後の熊本城（旧城域をいう。以下同じ。）の保存と活用のあり方について、文化財保護、魅力づくり及び地域の活性化などの観点から、幅広く総合的に検討するため、特別史跡熊本城跡保存活用委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項について審議を行うものとする。

- (1) 熊本城の保存と活用に関する事項
- (2) 熊本城及び惣構の魅力づくりと地域の活性化に関する事項

(組織)

第3条 委員会の委員は、市長が委嘱する。

- 2 委員会は、20人以内をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるとき又は委員長がかけたときは、委員長があらかじめ指名するものが、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第7条 委員会は、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、第2条に掲げる事項について専門的かつ詳細な検討を行い、その結果を委員会に報告する。

3 専門部会に、部会長を置く。

(事務局)

第8条 委員会の庶務は、熊本城調査研究センターにおいて処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年8月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年 4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年 4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年 4月1日から施行する。

特別史跡熊本城跡保存活用委員会委員
(令和5・6年度(2023・2024年度))

令和6年(2024年)7月1日現在
(50音順)

No.	任 期 (1期2年)		ふりがな 氏 名	職 名	分 野	役 職 等
1	新任	1期目	いけだ みき 池田 美樹	委員	公募	劇団きらら 代表
2	新任	1期目	おがい まさこ 小粥 祐子	委員	日本建築史学	崇城大学工学部建築学科 准教授
3	再任	2期目	おばた ひろき 小畑 弘己	委員	考古学 (史跡)	熊本大学大学院 教授
4	再任	3期目	かわしま いつお 河島 一夫	委員	地元地域 (城東校区)	熊本県商店街振興組合連合会 会長
5	再任	2期目	こぼり としお 小堀 俊夫	委員長	文化振興	熊本県文化協会 専務理事
6	新任	1期目	たなか なおと 田中 尚人	委員	土木工学	熊本大学大学院先端科学研究部 准教授
7	新任	1期目	のだ たまみ 野田 珠実	委員	経済界 (地域活性化)	熊本経済同友会 副代表幹事
8	新任	1期目	はしもと かずひこ 橋本 和彦	委員	地元地域 (一新校区)	一新まちづくりの会 代表理事
9	再任	3期目	はっとり ひでお 服部 英雄	委員	文化財・歴史学	名古屋城調査研究センター 所長
10	新任	1期目	はらやま あきひろ 原山 明博	委員	経済界 (地域活性化)	熊本商工会議所 専務理事
11	新任	1期目	みずかみ さちこ 水上 紗智子	委員	植物	樹木医
12	再任	2期目	もりさき まさゆき 森崎 正之	委員	観光	日本旅行業協会熊本県地区委員 会 副委員長
13	再任	3期目	やまだ たかし 山田 貴司	委員	歴史学	福岡大学人文学部 准教授

※ 任期 令和5年(2023年)6月1日~令和7年(2025年)5月31日

※ 原山委員は令和6年(2024年)7月1日付け委員就任

令和5年度（2023年度）第3回特別史跡熊本城跡保存活用委員会 主な意見

資料1

■日 時 令和6年（2024年）2月27日（火）午後1時30分から午後3時30分
■場 所 市民会館シアーズホーム夢ホール 大会議室（小ホール）
■出席者 小堀委員長、小畑委員、河島委員、坂本委員、田中委員、野田委員、橋本委員、
服部委員、水上委員、森崎委員、山田委員 計11人（池田委員及び小粥委員は欠席）

【前回委員会の主な意見】

No.	委 員	委員意見	当日の回答	備 考
1	—	—	—	

【協議】

(1) 熊本城の活用について

No.	委 員	委員意見	当日の回答	備 考
2	坂本委員	アンケートについて、いろいろな意見があるのだなと拝見した。これに対する評価や考えについて御説明いただきたい。	今回は市民の方々から意見をまずいただき、今回の取組方針等々の議論の場で、委員の皆様方の活発な意見をいただくための参考資料としてまとめたところ。今後、これを基に事務局でも検討していきたいと考えている。	
3	坂本委員	以前からお伝えしているが、熊本城公園の中での催事開催はいい方向だと思っている。許可基準という形で、こういうことをすれば許可しますというスタンスだと思うが、アンケートを見ると、もっとイベントがあったほうが使いやすい、行ってみたくなるという意見がある。 熊本城公園内での催事利用については、積極的に進めようという姿勢なのか、それとも催事利用したい方がいれば許可するというスタンスなのか。許可基準を作成するにあたり、方向性・目的をもう少し明確にしたほうがいいのではないか。	前提として保存があるため、先ほど説明したとおり注意事項等をまずお示ししている。ただ、活用にも力を入れていきたいと考えており、積極的な方向を考えている。	【総務管理課】 許可基準要綱第1条に目的を記載している。

No.	委員	委員意見	当日の回答	備考
4	小畑委員	本委員会は保存・活用を議論する委員会である。活用については大事になってきており、社会的に要請されていることも十分承知しているが、今まで文化財、特に熊本城の行事に関わってきた立場から申し上げますと、一つのイベントで何人来るのかが気になる。二の丸広場の下には遺構があるが、そこにどのような負荷がかかるのかといった細かな議論を行ってきた。そういった経緯から、歯止めはどこでかけることができるのかが疑問である。許可が通れば、スケジュールが許せば、多くの人を入れていいのか。そういった点を少し考慮していただきたいし、今は全くそれが見えないと思う。何人の人が集まり、どの程度の負荷がかかれば地下の遺構に影響が及ぶのかというデータは持っていないので、一体何人程度が適当なのかは他の城郭や史跡を調査していただきたいし、許可基準をクリアすれば全て受け入れるという姿勢でいいのかについては考えていただきたい。修復は保存ではなく、今あるものを保護していかなければいけないという視点を持っていただきたい。 また、市民アンケートに文化財を守りましょうという意見もあったが、人を入れるときにもう一つ考えていただきたいのは、生徒や学生が修学旅行も含めてどの程度来られるのかだと思う。観光客は今後どの程度増えていくのか、今後どちらを優先するべきかとなった場合、私は当然ながら教育を優先するべきだと思うが、そういったことを含め、熊本城に年間何人の人が来て、それが遺跡・地下に対してどういうダメージを与えるのか、こういう視点を考慮いただきたい。	熊本城マラソンで大勢の人が集まるということで、二の丸広場の地下遺構に影響があるのかどうか、以前取り組んだ。広場の中でレーダー探査を行い、考えられる遺跡の深さをまず把握したうえで、その深さに対してどれぐらいの数の人の圧力が影響を及ぼすのかを業者に委託して報告書を作成してもらった。遺跡の深さは地表面から50cm程度と評価でき、それに対する人の重さの影響は考えなくていいだろうという結果だった。むしろ、車両の轍、幅が狭い重量物の影響を見るべきで、延べ人数が何人だから影響があるという深さではないという結論をいただいている。さらに平成28年熊本地震の後、令和3年度（2021年度）に二の丸広場全体の暗渠排水管の付け替え工事があったので、その際に遺跡の深さを再確認している。江戸時代の土層、当時の地表面も含めてだが、そこまでの深さは概ね50cmはある。場所によっては80cm、1mでも出てこないという箇所もあるが、全体的に50cmと見ていいと思っている。縁辺の園路ではそれより少し浅い箇所があるということも実証できたが、舗装しているので何人以上来たら地下遺構に影響があるということはないと考えている。むしろ、重量物の設置や車両の乗り入れ、特に天気に左右されて影響が及ぶ可能性は否定できないと思うので、そういった点が注意事項になると考えている。	

【協議】

(1) 熊本城の活用について

資料1

No.	委員	委員意見	当日の回答	備考
5	小畑委員	個別事項に関しては、丁寧にそういう部分も考慮されるということで理解した。		
6	森崎委員	資料2-1の6ページに「小中学生に向けた学習用Webコンテンツの作成」とあり、これは非常にいいことだと思うが、「小中学生」とはどの地域に向けたコンテンツにしていくのか。熊本県内・市内だけなのか。熊本県外の地域に向けてのコンテンツを作成していくのか。また、小中学生だけではなく高校生も修学旅行で熊本を訪れるので、その辺も含めて検討していただきたい。 正式には熊本県に御確認いただきたいが、どの都道府県の方が熊本に宿泊される方が多いか。小学生は鹿児島県と長崎県から来られる方が多い。中学生は同じく鹿児島県、長崎県、佐賀県、沖縄県。高校生は大阪府から来られる方が多いので、そこに向けてコンテンツの作成や、こういうことをやっていますというプロモーションは必要だと思う。今、挙げた地域は既に来熊している地域なので、それ以外の地域をターゲットとして狙っているのであれば、それ以外の地域を回っていったほうがいい。	小中学生向けのコンテンツは令和6年度（2024年度）の予算で経費を計上している。当初予定していたのは、熊本市内の小中学生がタブレット端末を1人1台持っているの、そこに作成した解説的なものを提供できるのではないかとこのところ、教育委員会と打合せを行っている。しかしながら御提案いただいたように、ターゲットをどうするか、高校生をどうするか、それから県内のこどもたちに向けてどうするかという点については、応用できるようなことがあれば、ここに書いていけるとおりWebを通してそれを活用していくということは検討させていただきたい。	
7	森崎委員	資料2-1の7ページ「インバウンドを含めた来城者の理解促進のための環境整備」という箇所について、外国人に対する対応がある。TSMC（台湾セミコンダクター・マニュファクチャリング・カンパニー（台湾積体回路製造））効果で台湾の方が多く訪れている。外国人の方はどちらかといえば桜の馬場城彩苑までは行くが、観光ルートとして距離が長いので、熊本城まではなかなか入らないことが多い。桜の馬場城彩苑から歩くのは身体的な辛さがあるので、熊本城は遠くから眺めるだけというのがインバウンドの観光コースでは多い状況である。短時間ルートで熊本城を見ることができる観光ルートを開発・推奨していただければ良いと思う。		【総務管理課】 城郭という特性上、熊本城は起伏が多く、歩く距離も長い。短時間の滞在でも満足感を得られるような見学ルート等について研究して参りたい。

【協議】

(1) 熊本城の活用について

資料1

No.	委員	委員意見	当日の回答	備考
8	森崎委員	資料2-2の1ページに「熊本城公園催事使用条件（案）」の記述があり、「禁止行為」の4行目に「公園利用者、周辺施設及び地域住民に影響を及ぼす音響・照明の使用」とあるが、これは非常にデリケートな問題だと思う。例えば、時間帯での縛りなどを明確に書かなければ、人によってこの音量はいいが、人によってこの音量は駄目などいろいろな問題が生じる可能性があるのでは、基準を明確に分かりやすくしていただきたい。	二の丸広場では音楽イベントが想定される。周囲には病院やマンションが建っているが、スピーカーの向きをどうするか、風向きの問題もある。今後話を詰めていく中で、ある程度の基準的なものは、加えていく必要があるだろうとは考えている。	【総務管理課】 「熊本市都市公園行為許可基準要綱」において、興行については「環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定に基づく騒音に係る環境基準を遵守すること」という規定があり、これに準拠することとなる。具体的には、音の発生源から一番近い公園敷地の境界において、昼間は55デシベル以下、夜間は45デシベル以下が基準となる。
9	森崎委員	資料2-2の2ページに「有料公開区域」の供用時間が記載されている、午前6時から午前8時半、午後5時半から午後9時の間に展示会の開催は厳しいと思う。非常にハードルが高いと思うが、日中の時間でも制限をつけて開催できないか、検討の余地に入れていただきたい。そうすることで広く活用できるのではないかな。	有料区域の時間については、特に天守閣前広場は映像的に背景の訴求力があるので、当然ながら開園時間になればお客様がいる。そうなればお客様に対する配慮も必要ということでこういう時間設定になっているが、例外的なもの、それであれば仕方がないというようなケース、事前に告知できているケース、観光客の方も一緒に見て楽しめるというものであれば、例外的なものも許可できるのではないかと考えている。	

【協議】

(1) 熊本城の活用について

資料1

No.	委員	委員意見	当日の回答	備考
10	森崎委員	資料2-2の3ページに「熊本城公園における催事開催の許可判断スキーム」が記載されているが、審査会議のメンバー構成が熊本市の組織だけになるので、情報開示が大切だと思う。	審査会議のメンバー構成については、市の内部職員だけになっており、どのような判断で許可するのか、却下するのかという点は、やはり非常に透明性が大事だと内部でも話をしている。理解が得られるかどうかは分からないが、熊本城総合事務所の中には総務管理課・復旧整備課・調査研究センターに事務職以外の文化財専門職など幅広い専門の職員がいるので、決して職員が同じ方向を見ているわけではなく、歯止めになる文化財専門職や推進したいという職員がいるのも事実。文化財課の職員も入っており、ある程度、庁内でハンドリングできるであろうという想定のもとに、事務の効率化などもあるが、こういったメンバー構成にしている。ただし、審査の結果について透明性をもって公開していくことは大事だと思っている。	
11	森崎委員	本申請の後に主催者側のやんごとなき理由で取り消しする場合の取消料のようなことは明記できるか。	取消料については、この許可基準要綱は来年度の第1回保存活用委員会の中で、改めて御審議いただくことにしているので、今後詰めていく中で、明記できるものは明記していきたい。	【総務管理課】 許可基準要綱にキャンセル料を規定することはできないが、熊本市都市公園条例第20条及び熊本市都市公園既納使用料還付基準の規定により、天候不良や災害等により使用できない場合や、熱中症の危険性が高く中止した場合、使用する日の7日前までに中止を申請した場合などは使用料を還付することができる。

【協議】

(1) 熊本城の活用について

資料1

No.	委員	委員意見	当日の回答	備考
12	水上委員	資料2-1の7ページの「インバウンドを含めた来城者の理解促進のための環境整備」について案内サインや解説板の充実とあるが、現在は何か所ぐらい設置してあるか。樹木診断で熊本城内を周っているとヘルメットを被っているせいか、観光客の方によく声をかけてもらう。約8割が外国人で、身振り手振り伝えようとするが、なかなか伝わらないので、熊本城内・敷地内の案内板等があればそれを使って説明できるのでと常々感じている。また、午後4時半頃に外国の方から博物館の方に行きたいと話しかけられたが、博物館や熊本城の敷地内にある美術館の営業時間等が分からないので、今から歩いていくとこれぐらい時間がかかるから営業時間に間に合わないということもお伝えしたい。そういった面で熊本城だけではなく、敷地内にある全ての施設を網羅した案内板があれば、とても便利だなと感じた。検討をお願いしたい。	検討する。	
13	田中委員	文化財行政だけではなく、まちづくり一般でもそうだが、若年層のアンケート回答率が低いのが気になる。反映するのはなかなか難しいかもしれないが、継続的に若年層の声を聞き続ける仕組みが必要ではないかと思う。 資料2-1の6ページにもあるが、「熊本城の本質的価値や復旧に関する理解促進」というのは、文化財行政で一番大事なところだと思っている。もちろん観光も大事で、観光を否定するわけではないが、観光以外の文化施策、例えば公教育の部分であるとか、シビックプライドとかシチズンシップと言うが、熊本市民のふるさと教育は、文化財の教育が担うべき点が大きいと思う。 資料2-1の10ページで示されているように、熊本城総合事務所、観光交流部及び文化創造部が連携して取り組むことは本当に大事なことで、これが功を奏すると思う。この3者が引っ張る文化広報、PRの部分、熊本城の復興が一丁目一番地の波及効果として、ほかのいろいろなところも潤うということを戦略的にアピールし、3者以外の部局との連携につなげていくのが重要だと思う。 市内の小学生から高校生が主体的にこの熊本城の復旧に携わることができる仕組み、コンテンツを作ることはできないだろうか。大人が作ったコンテンツをこどもたちに与えるのではなく、こどもたちと一緒に提言を作成するなどの場を作れないか。素晴らしい公教育の場になると思うので御検討いただきたい。	若年層の意見の反映は重要なので、機会を見て積極的に取り組んでいきたい。	【総務管理課】 今年度は、必由館高校の総合的な探求の時間において、熊本城に関してもテーマに加えていただいており、高校生とともに復旧や情報発信について考える取組を進めていきたいと考えている。

【協議】

(1) 熊本城の活用について

資料1

No.	委員	委員意見	当日の回答	備考
14	小堀委員長	この委員会でも以前から教育が大事だという議論は度々出ている。若年層のアンケート回答が少ないというのは、やはり関心を持ってないからだろう。ボーダーレスという施策も検討されているが、熊本城に小中学生がより親しみを持てるような教育が非常に大事だと思う。 シビックプライドのお話もあったが、平成28年熊本地震のときに傷ついた熊本城の姿を見て、我々は大きなショックを受けた。熊本城は我々の心の拠り所だったのだと再認識した方が多かったと思う。今のこどもたちは平成28年熊本地震を知らない、物心ついていなかったということがあるので、風化しないように、熊本城の価値を再認識した我々大人がこどもたちに伝えていくべきではないかと感じている。	平成28年熊本地震以降、小学校、中学校、高校そして大学からいろいろな取組に関する申し入れや相談があり、熊本城総合事務所で対応してきた。地震から7、8年が経過しようとしているが、現在も各学校のクラス単位で、我々との調べ学習の結果、まちづくりと合わせた提案を発表するなどといったいろいろな取組を行っていただいている。こういった機会をこれからも増やしていきながら、同時に復旧事業の市民参画という点でも今年度（令和5年度（2023年度））は、こどもたちに絵や文字を栗石にかいてもらうといった事業も積極的に始めており、どんどんやれることが増えてきている。 文化財を活用するという時代の流れの中、他城郭にも先進事例があるので、積極的に調査し、意見交換を行い、情報収集に取り組んでいる。 復旧の活用については、首里城の情報発信のあり方など、情報交換しながら取り入れようとしているので、委員の皆様方からいろいろなアイデアや働きかけをいただければ参考にさせていただきます。	

【協議】

(1) 熊本城の活用について

資料1

No.	委員	委員意見	当日の回答	備考
15	橋本委員	地元の小学校では、毎年8月の夜にこどもたちを連れて、惣構の外側の近いところを一周している。保護者も同行するので、70人から100人が参加する。熊本市こども文化会館に集合し、「棒庵坂の狸」、「法華坂の重箱婆」、「銃くれ井戸」などの怖い民話を聞かせ、現地を周るという行事を7、8年前から実施している。 また、昨年から今年1月2月にかけて、台湾の方のまち案内を3～4回行ったが、中国語に翻訳するのが大変だった。新一丁目御門高札場や里程元標跡の話も中国語に翻訳しなければいけない。河上彦斎の生誕の地や高麗門など、新町にはいろいろなところがあるが、解説板に書いてある中国語だけでは情報が少ないため、Webなどでももう少し詳しい情報を中国語で紹介していただければ、それを参考に資料として配布することもできるので、もしそういうことができればありがたい。 また、備前堀発掘調査の現地説明会が行われたが（令和6年（2024年）2月10日（土））、あれだけの多くの見学人が来るとは思っていなかったため、かなり驚かされた。興味をお持ちの方があれだけ多くいらっしゃるわけなので、もう少しうまく利用すれば、いろいろな面で熊本城のアピールにもなるし、情報発信として非常に効果があると思った。	こどもたちとのイベントについては、お声がけいただければ協働できると思う。 新聞やテレビで取り扱われなければ、いつ何をやっているのかなかなか伝わらないかもしれないが、それぞれが頻繁に熊本城を活用されていることは、ありがたいことだと思う。 備前堀発掘調査現地説明会は想定を超える500人以上の方にお越しいただき大変うれしく思っている。復興を見せるという方針の中、復興中の公開活用の一環として取り組んだわけだが、安全が確保できる調査箇所だったため見学していただくことが出来た。先ほどの栗石の話もそうだが、常に考えているいろいろなチャンスを探っているが、なかなかその条件が整うタイミングが頻繁にあるわけではないので、これからは安全面やいろいろなことに配慮しながら、積極的に取り組んでいきたい。	
16	小堀委員長	私も備前堀発掘調査現地説明会に参加させていただいたが、大変勉強になったし、非常に多くの方がお見えになっていた。安全の確保は大事だが、城内においても規制されている箇所、例えば竹の丸など、時々は見学会があれば関心を持っていただけるのではないかと感じたので、よろしくをお願いしたい。		

【協議】

(1) 熊本城の活用について

資料1

No.	委員	委員意見	当日の回答	備考
17	山田委員	本質的価値のことについて、資料2-1の2ページ右下に枠を作って説明してもらったのは、前回から進んだところだと思う。 仮にこれから計画が進み、予定どおり事業者が事業を行うとなった場合、この枠囲いの中の説明で事業者に十分理解してもらえるかどうかはわからないが、市が事業者に説明されながら対応すると思うので、こういうことがまずは大事だと示すことは良かったと思う。 また、先ほどから話題になっている学習用Webコンテンツはぜひ進めていただきたい。ハードルは上がるが、小中学生向けであっても高校生も楽しめる内容や、いろいろなコンテンツや仕掛けがあれば大人も楽しめるので、ぜひ進めていただきたい。		
18	山田委員	少し気になったのは市民アンケートで、「問3 熊本城の有料エリア（天守閣や特別見学通路など）にどれくらいの頻度で訪れますか？」という設問に対して、一番多かった回答が「数年に1回（52%）」で、「訪れたことはない」という回答が11%あった。市民アンケートは熊本市公式ホームページ内で実施したということで、概ね回答者は熊本市にお住いの方なのだろうと思う。熊本市として、熊本城に関係する方々として、「数年に1回」や「訪れたことがない」という回答に対して、どう受け止めておられるのか。多いとお考えなのか、こんなものではないかと思っておられるのか。少しここが気になった。 「問4 問2又は問3で『訪れたことはない』と回答した方にお尋ねします。その理由は次のうちどれですか？（複数選択可）」という設問に対して、「行きたいと思えるイベントがない（45.2%）」という回答にこれが関連していくと思うが、「問17 二の丸広場で行われる催しについて、どのようなものなら行ってみたいと思いますか？」という設問に対して、「音楽イベント（コンサート等）（57.9%）」と、数値的には大きく出ている。しかしながら、備前堀のお話があったように、割と復旧・復興、あるいは歴史文化に関わるちょっとした新発見や新たな進展であっても、オープンにすることで関心を寄せる方は結構いるのではないかと。大々的な音楽イベントであれば、関心がある人は確かに多いかもしれないが、ちょっとしたイベントを丁寧にこつこつと開催していくことで認知が高まり、熊本城を訪れるのが「数年に1回」という回答はもう少し減るのではないかという感じがする。そこは雑感だが、「数年に1回」とか「訪れたことがない」という方がこれだけいるということはどう考えたらいいのだろうか。	「問3 熊本城の有料エリア（天守閣や特別見学通路など）にどれくらいの頻度で訪れますか？」という設問に対して、一番多かった回答が「数年に1回（52%）」という点に関しては、熊本市内あるいは県内からの入園者数が少ないということは常日頃から思っていることであり、観光客は少しずつ増えてきているが、地元からの入園者は少ない状況。これについては、シンボリックな熊本城を日頃から見に来ていただけるような工夫を検討していきたい。	

【協議】

(1) 熊本城の活用について

資料1

No.	委員	委員意見	当日の回答	備考
19	山田委員	資料2-2「熊本城公園における催事開催の許可基準概要(案)」の1ページにある「熊本城公園催事使用条件(案)」は新しく作成されたものだとして事前説明の中で伺った。条件をどう詰めていくかはこれからの議論や、実際にやってみないと分からないところがあると思うので、スケジュールにもあったがブラッシュアップの期間はまた変わるところがあるのだろうと思う。その中で、「熊本城公園催事使用条件(案)」の「全般」に「熊本城の文化財的価値を損なうことのないよう」という言葉が出てくるが、「本質的価値」とどう違うのか分かりにくいと思ったので指摘しておく。何か違いがあって意図的にそうしているのであれば教えていただきたい。	「本質的価値」とどう違うのか分かりにくいという意見については、検討させていただきたい。	【総務管理課】 催事使用条件においては、具体的に「熊本城の建造物や遺構等をき損することのないよう」という表現とした。
20	山田委員	資料2-2の2ページ「2 熊本城公園において催事開催を許可する部分及び供用日・時間」に、天守閣内部も入っている。天守閣内での催事とは、レセプション、記念式典、展示会等が入ってくるのかもしれないが、天守閣内のどのエリアを想定しているのかが分からなかったので教えていただきたい。	「有料公開区域」に「天守閣内」と表現してあるが、天守閣内のどのエリアを想定しているのかという御質問については、6階の展望所を想定している。昨年(令和5年(2023年))には、6階の展望所で食事をとるという実証実験を1度行っており、そういったものを考えている。	
21	山田委員	また、「その他」の下に「※県・市の主催・共催事業は除く。」とあるが、これまでは県・市の主催・共催でなければ催事はできないというフィルターになっていたと思う。今回はそれが外れて民間事業者でもできるということになっている。県・市の主催事業であれば、上の時間帯でなくても開催できる、あるいは、レセプション、記念式典、展示会、プレミアムツアー等に限らないことができるとも読めるが、そこはどうか。県・市が主催であれば変なことにはならないという話だとは思いますが、共催の場合は分からない。県も市もいろいろな事業に対して共催を承認していると思うので、その点が少し気になった。	資料2-2の2ページ「2 熊本城公園において催事開催を許可する部分及び供用日・時間」に「※県・市の主催・共催事業は除く。」とある点については、この時間帯に限定したものではないという意味になる。 資料2-2の3ページ「熊本城公園における催事開催の許可判断スキーム」に関して、県・市が共催の場合については、他の課、他の局から申請が出る場合もあるが、最終的には審査会議で判断するスキームを考えているので、先ほど説明したとおり、文化財を保護し現状変更申請等を受け付ける文化財課と熊本城総合事務所の両輪でしっかり審議し、開催の可否について判断したい。	

【協議】

(1) 熊本城の活用について

資料1

No.	委員	委員意見	当日の回答	備考
22	山田委員	県・市の主催・共催事業もこの許可判断スキームに含まれ、そこでしっかり判断するということは分かった。 今回許可判断スキームを示していただいて良かったが、審査会議は市の様々なセクションの方々が出席し、きっちり見極めたうえで承認されるということだと思う。実際に運用が始まってくと、事前相談から仮申請のところで事業者の提案を検討し、修正が必要ならば修正させてという形がとられ、かなり検討を重ねたプランが審査会議の場に出てくるのではないかなと思う。審査会議の前の仮申請の段階で承認が見込まれるケースが恐らく出てくるのではないかな。運用が始まるのはまだ先の話だが、仮申請の前段階では、恐らく熊本城総合事務所の事務方と専門の文化財セクションの方が協議しながら話を進めると思う。是非、審査会議では緊張感を持ったやりとりを行っていただきたい。仮申請を通ったから審査会議はパスするという感じにならない状態が好ましいと考える。そんなことは言われなくても大丈夫ということだと思うが、一言お伝えしておく。		
23	河島委員	「前回委員会の主な意見」について、「桜の馬場城彩苑」の入場者数の報告があったが、「わくわく座」の数字はこの中に入っていないようだ。熊本城と熊本博物館は入っているが、わくわく座は入っていない。	年度ではなく暦年の計になるが、わくわく座についてはコロナ前の令和元年（2019年）は13万人程の方を集客しており、昨年度（令和4年度（2022年度））は18万人という数字。今年度（令和5年度（2023年度））は20万人を超える状況だが、最終的な数字の発表は出されていない。	【観光政策課】 令和5年（2023年）のわくわく座の入場者数は250,974人であり、コロナ前の令和元年（2019年）の入場者数133,068人と比較し、117,906人増えている。

【協議】

(1) 熊本城の活用について

資料1

No.	委員	委員意見	当日の回答	備考
24	河島委員	「わくわく座」をつくるときに猛反対した。熊本城と西南戦争のことをこどもたちに分かりやすく教えたらどうかと熊本市の担当者に申し上げた。鹿児島市には「維新ふるさと館」があるが、維新のことがこどもたちに分かりやすく説明してある。私たちが行っても非常に面白く、生の資料も結構置いてある。こどもたちや観光客が西南戦争のことをどこまで御存知か知らないが、官軍は東北の方から結構たくさん来て亡くなっている。薩摩と官軍との戦いではなく、熊本の中でも薩摩軍に協力したところ、中津隊などは大分から来たこと、本隊が人吉から逃げていったこと、薩軍が川を止めて水攻めにしたこと、こんなこともあまり皆さん御存知ないようだ。そういうことをこどもたちに分かりやすく伝えるため、大人が見ても楽しめるものを作ってはどうかと一所懸命言ったがそれが出来なかったの、今はどの程度入っているのか。そのときの他の担当者に聞くと、あまり入館者が少ないとやりたくないともあると聞いていたので、多分あれでは入らないだろうと思い、あまり入らないなら変えていいのではないかと考えている。	わくわく座では、今こそ見てほしい熊本城、記憶の記録ということで防災減災プログラムを実施している。コロナの時期は特に海外への修学旅行ができず、全国のいろいろな小学校、中学校、高校から一時的に熊本へ来ていただいており、防災減災プログラムの体験については非常に評判がいいという話を聞いている。 西南戦争については、川尻から、花岡山、熊本城、植木と熊本を縦断するような大きな観光ルートができ、その中核にあるのが熊本城だと考えている。そこをストーリー化するような観光施策、情報発信を考えていきたい。	
25	河島委員	崩れている石垣が至るところに置いてあるが、それがどのようにして撤去されていくのか全然見えない。旧JT（旧日本たばこ産業株式会社（JT）熊本支店）跡地のあれがいつ無くなるのか。30年後と聞いているが、1等地をそんなに長く遊ばせておいていいのか。熊本市役所の真ん前、ああいうところは早く撤去して違う設備を作ったと思う。熊本城の中の長堀の裏側は広い広場になっているが、ああいう所も石を全部置いているのか。どのような形で熊本城の中にどれだけ石が置いてあって、それを元に戻していくのにどんな作業がどこまであるのかというのはこれでは見えないわけだが、その辺の具体的なことも教えていただきたい。裏側のところの広場前はイベント広場として使っていたところだが、そういうところもイベント広場として使えるならば。早めに撤去できるならば撤去しながらそういう場所を作っていくとか。また、朝早くと夜遅くのそういうイベントとは、何をやるのだろうかと思議でたまらない。	石垣の石置き場について、JT跡地には、例えば備前堀周辺や平櫓の櫓台の石を置いている。来年度（令和6年度（2024年度））から積み直しが始まる分は減っていくが、来年度には宇土櫓続櫓下の石垣の解体、その他周辺石垣の改修を行っていくので、今置いている所はぎちぎちな状態が今後も続くと思う。これが10年以上は続き、その中で計画的に石垣を直すという作業を進めていく。JT跡地が非常に重要な土地であることは十分承知しているが、石垣を一つ一つ調べてとなれば平らな場所が必要であり、文化財的な調査も含め、まだまだ先になるが、今の状態でまずは復旧事業を進めさせていただきたい。	

【協議】

(1) 熊本城の活用について

資料1

No.	委員	委員意見	当日の回答	備考
26	河島委員	天守閣で食事会をしたという報告があったが、私たち民間が天守閣内や天守閣の下で花見をしたいと申請すればそういう企画ができるのか。私たちの団体がお弁当を持ってきて花見をしたいと言ったときに許可は出るのか。天守閣内でお弁当を食べるとか、食事をとるのは少し違和感があるが、この辺のことも含めて教えていただきたい。	天守閣内で花見ができるようにするのかという質問については、「有料公開区域」を活用できるのは文化観光の振興に資すると認めるものと考えており、資料2-2の2ページ右下にプレミアムツアーを例に出しているが、天守閣内はそういったものを想定している。	
27	小畑委員	県・市主催ではない民間のイベント開催についてお尋ねする。平日及び夜間に行われる場合の管理体制、職員の立会、緊急連絡網等は整備しているのか。または、今後整備する予定か。文化財の危機管理と事故等も考えられるので、配慮をお願いするとともに、現在のお考えをお尋ねしたい。	審査するだけではなく、何かあったときの連絡体制はしっかりとっていこうと思っている。文化財課では現状変更等があった場合は必ず職員が確認するという体制もとることとしているので、そういった形で考えている。	

【協議】

(1) 熊本城の活用について

資料1

No.	委員	委員意見	当日の回答	備考
28	野田委員	復旧・復興に関して、国や県などからいろいろな形でお金を使って長期的に保存、そして活用をということであれば、小学生、中学生、高校生、大学生も復旧に携われるような機会を期待する。復旧事業に携わったという経験が、大人になったときに次の保存の活動につながっていくのではないかと。教育についてもよろしく願いたい。		【総務管理課】 (No. 13と同様) 今年度は、必由館高校の総合的な探求の時間において、熊本城に関してもテーマに加えていただいております。高校生とともに復旧や情報発信について考える取組を進めていきたいと考えています。 【熊本城調査研究センター】 夏休み期間中の小学生を対象に、「定期講座熊本城学 熊本城の石垣修理を学ぼう～石垣修理に参加してみよう～」を令和5年（2023年）8月に開催した。石垣の模型を使って石垣の修理について説明を行い、実際に修理で使用する栗石に復興へのメッセージやイラストを描いてもらった。 同様の事業は本年度も実施する予定にしているほか、こども向けに熊本城を解説するパンフレットを市ホームページ等で公開する予定。

【協議】

(1) 熊本城の活用について

資料1

No.	委員	委員意見	当日の回答	備考
29	坂本委員	最初の話に戻るが、資料2-2「熊本城公園における催事開催の許可基準概要」の1ページに、許可基準として4項目の記載がある。なぜこういったことをするのかということをもう少し前端的に伝えるべきではないか。修復費用に何百億円という税金が使われ、今後約30年こどもたちの世代まで負担していくことになるので、どれだけ熊本城の本質的価値や保存の重要性があるのかということ伝えていくということが非常に大事になってくる。だからこそ企画内容にそういう重要性を伝える内容を含んでいれば許可するということをもっと前面に出すべきではないか。「文化財をき損するおそれのないこと」ということから始まるが、ネガティブな表現で始まっている印象。文化財をき損するおそれがないことは最重要だが、なぜ特別な場所での催事開催を許可するのかということ、今後長きにわたって税金を使いながら復旧・復興していくということの必要性を皆さんに理解していただく、そのためにこのようなことをしていくということだと思う。市民アンケートの中に「近年の活用は観光客による経済効果を期待しての内容に偏っており、熊本城の価値を下げかねない」という意見もあったが、アンケートの1人の意見の本質は、我々は教育に生かさなければならないとか、いろいろ検討しているということ、こういう方々にお伝えしながら、観光のためだけではない、しかし観光の経済価値を生み出しながらいかないと回っていかない部分があるので、この復旧・復興にかかる費用も観光という形で取り戻せればと思っている。そういう意味で、県民、市民、全国の方に伝わるよう、広報活動を続けていただきたい。	ここに記載しているのは箇条書で文言だけを並べているので、条文なり、文章なり、ここを説明する表現はこれから作成していくので、そういったところでカバーしていけると考えている。	【総務管理課】 (No.3と同様) 許可基準要綱第1条に目的を記載している。
30	小畑委員	夜間と平日のイベントに関しては、記録だけ後から提出させるということか。現状復旧についてはチェックされると思うが、そういう対応ではなく、職員がその現状をチェックする体制を作っていただきたい。熊本市は文化財をしっかり守っているという姿勢を示すことも大事だと思うので、チェックを行う体制を構築していただきたい。	報告書の提出は事業報告書のような形となる。当日の立会いなどは職員や管理のスタッフが入り、文化財保護法に基づいて現状変更の許可が出て、そこに立会いが必要なものということに関しては、その場で確認を行うことになる。	

【報告】

(2) 復旧事業の状況について

資料1

No.	委員	委員意見	当日の回答	備考
31	河島委員	復旧工事に関する資料だが、費用について記述できなかったか。費用を明示した方が分かりやすいと思う。	これまで約200億円の費用を投じて復旧を進めている。例年復旧事業に約20億円前後が今後続いていくところ。当初の被害額が634億円でスタートしているので、当然それだけは費用がかかる。例えば耐震化などプラスアルファの部分があるので、最終的には高くなるだろうと想定している。我々が単独でこのお金を確保して取り組んでいるわけではなく、国のサポートも重要。国と協議しながら復旧事業を計画的に進めていく体制で取り組んでいる。	
32	河島委員	この事業一つ一つにかかる費用はどのくらいずつ必要なのだろうかと思う。寄附金が多く入ってきていると思うが、募金のお金をこの事業にいくら投入したか等、もっと具体的な表現が必要ではないか。	幾ら費用を要したかは何らかの形で示すべきというお話しは、過去の委員会の中でも御意見をいただいております。寄附がどのように使われているか、ホームページに少し詳しいものを掲載している。費用がどれだけかかるのかというのは十分なファクターとなるので、しっかりと情報発信していきたい。	
33	小堀委員長	透明性のある開示をお願いします。		

No.	委員	委員意見	当日の回答	備考
34	服部委員	宇土櫓の石垣だが、熊本城は阿蘇凝灰岩の固い岩盤に乗っかっている所がかなりあるのではないかと考えている。盛土で作った平地と両方あると思うが、主要な櫓に乗っているところは固い岩山ではないかと漠然と考えている。そうすると石垣への荷重は非常に大きいというよりは、もし岩山に乗っているなら石垣はそんなに乗っかっていないのではないかという気もしている。あそこの石垣を今度解体されるということだが、江戸時代を通じてこれまでの解体履歴は分かっているか。また、今回の地震で崩れた箇所は、栗石が暴れて石垣を押し出して崩れた所がほとんどだったと思うが、もし、岩盤の上に乗っていれば栗石が暴れなかったのではないかと考えるが、分かっていることがあれば教えてほしい。 土を盛っているということか。	熊本城内では、阿蘇の凝灰岩が岩盤のように固まっている場所は1か所もない。全て非溶結の凝灰岩となるので横穴墓や防空壕が掘れ、N値（地層・地盤の固さを示す値）でいえば15程度で、非常に固い岩盤の所に乗っているという箇所はない。 火山灰が溶結していない。固まっておらず岩盤と呼ぶような硬度なものはない。盛土の所だけにあるわけではなく、地山の所にも当然あるが、それが岩盤と呼べるようなN値が非常に高い場所はない。	
35	服部委員	しかし岩の上には乗っているわけか。造成しているところではなく、地山には乗っているということか。	地山の所に乗っている所だけではなく、基本的に地山の所に直上に櫓ないし石垣が乗っている所はほとんどない。上部は盛土が必ずあるような所が多いので、お話しされているような所とは熊本城は条件が違うと思う。被害の状況を見ると、おっしゃられたように栗石が大きく影響を受け、地震による揺れによって栗石が大きく変状を及ぼし石垣が崩壊しているというのは実際あることかと思うが、非常に固い岩盤があるといった所ではないと思っている。 履歴は文献上ではしっかり押さえることはできないが、石垣の表面観察によって石垣の変遷をしており、その中では江戸時代を通じて、宇土櫓の五階櫓と続櫓の下では何度も修理が行われていると認識している。	

【その他】

資料1

No.	文化庁	備 考
36	いろいろと御議論いただきありがとうございます。 熊本城を活用していくにあたり、特別史跡としての保存が第一であり、そのうえで様々な活用を考えていただきたいと思います。そういった観点から資料2-2「熊本城公園における催事開催の許可基準概要」ですが、文化財を特別史跡として守りながら、いろいろな方が利用しやすい条件について熊本市さんとお話しさせていただいています。本質的価値、文化財的価値という言葉が出てきております。熊本城の熊本城たる価値を構成する要素を損ねることなく、まず保存そして活用というところで引き続き検討を加え、本日御意見をいただいた活用に関する提案等について、事務局で検討していただきたく思います。皆様に利用されつつ、なおかつ、現在まで伝えられてきている特別史跡熊本城を後世に伝えられるようにしていただけたらと考えております。引き続き、熊本市さん、委員の皆様にはより良い活用方法に向けてお考えいただければと思っております。本日はどうもありがとうございました。	
No.	事務局	備 考
37	今回が本年度最後の保存活用委員会となりました。この1年間を通した審議の総括、それから御礼を述べさせていただきたいと思えます。 本日は委員各位をはじめ、関係者の皆様には御多用の中、御臨席並びに熱心な御審議を賜りまして誠にありがとうございました。本年度の委員会は、委員の改選年次に当たっておりまして、委員13名中6名の皆様に新たな委員として御就任いただき、7月、11月そして本日の合計3回開催させていただきました。議題といたしましては、前年度までにみどり保存管理計画やNHK跡地（旧NHK熊本放送局跡地）発掘調査及び跡地利用などの継続審議が終了いたしましたことから、延べ3回にわたりまして主に熊本城の活用に関する審議を進めていただきました。そして今回、原案どおり熊本城の公開活用に関する取組方針の素案について御了承をいただくことが出来ましたことは、熊本城の文化観光資源としての活用に向け大きな前進であったと認識しております。しかしながら、文化財を末永く後世に引き継いでいくためには、保存と活用のバランスが重要であることは言うまでもありません。今後とも私どもは活用に偏重することなく、御了承いただいた方針を慎重かつ丁寧に運用してまいりたいと考えております。なお、来年度の委員会はこの取組方針に沿って、許可基準要綱の策定や熊本城の管理に関する取扱要領の改正など、さらに協議を進めていただく予定としております。 委員各位を初め、文化庁、県、その他関係者の皆様には、引き続き御指導そして御支援を賜りますようお願い申し上げ、簡単でございますが、この1年間を通した審議の総括、そして、お礼の御挨拶とさせていただきます。本日は大変お世話になりました。ありがとうございました。	

熊本城公園における催事開催に係る 許可基準要綱（案）概要

1 趣旨・許可基準・遵守事項（第1条～第3条）

趣旨

第1条

この要綱は、熊本城公園における熊本市都市公園条例（昭和52年条例第32号）第2条第1項第3号に掲げる興行及び第4号に掲げる催し（以下「催事」という。）の許可に関し、必要な事項を定めることにより、国指定特別史跡熊本城跡の活用及び文化観光を推進し、熊本城の魅力の発信や来城者の増加を図ることを目的とする。

許可基準

第2条

開催を許可する催事は、以下の各号に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 特別史跡熊本城跡の本質的価値である遺構や建造物等の文化財をき損するおそれのないこと。
- (2) 参加者に対して特別史跡熊本城跡の本質的価値や保存の重要性を伝える機会を設けること。
- (3) 熊本城の価値や魅力を広く周知させるものであること。
- (4) 熊本城の価値や魅力を向上させるものであること。
- (5) 熊本城で行うことで、その催事の価値が高められるものであること。
- (6) 開催後に熊本城の景観を変えるおそれのないこと。
- (7) 熊本城の復旧事業の妨げになるおそれのないこと。

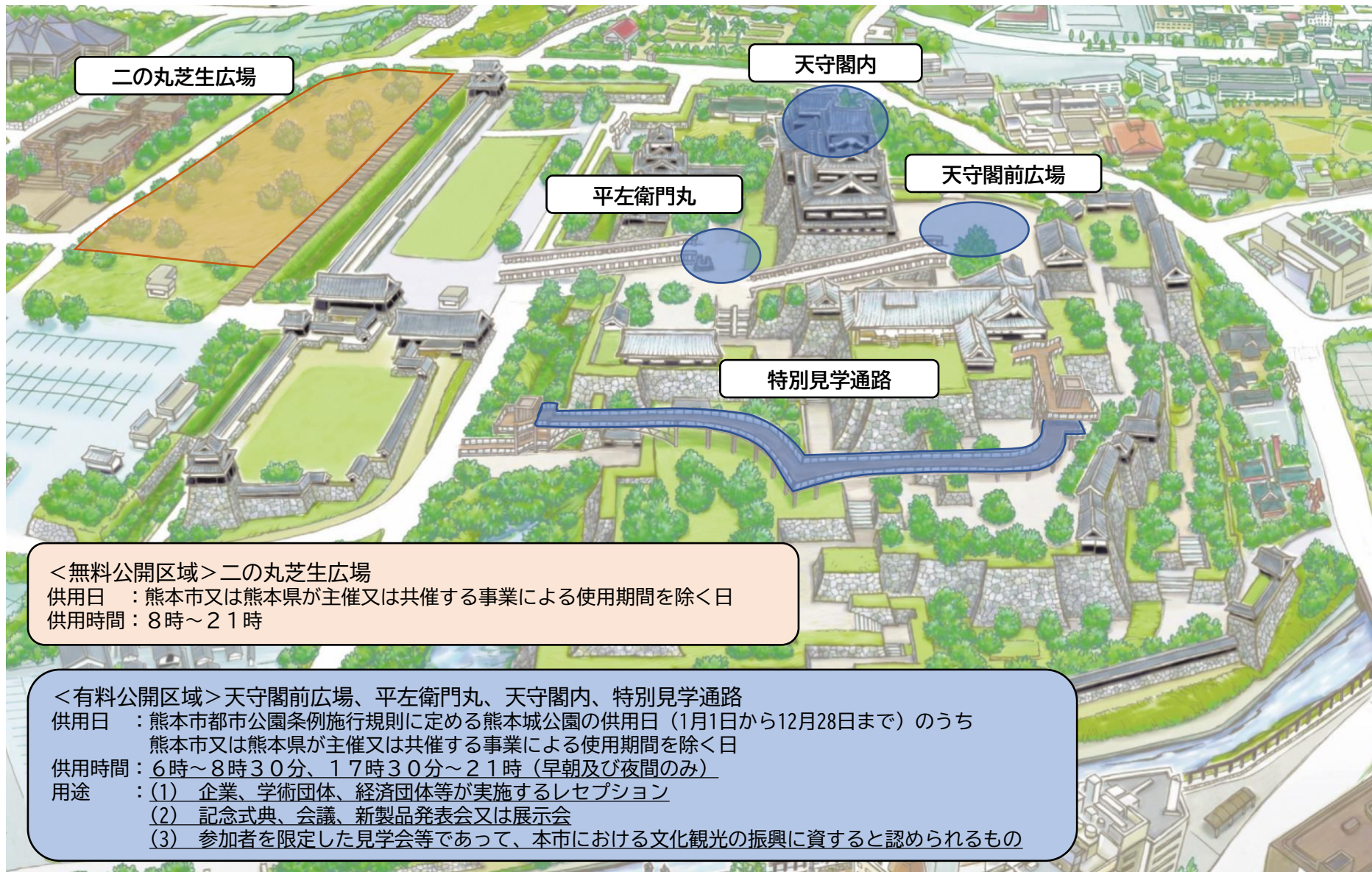
遵守すべき事項

第3条

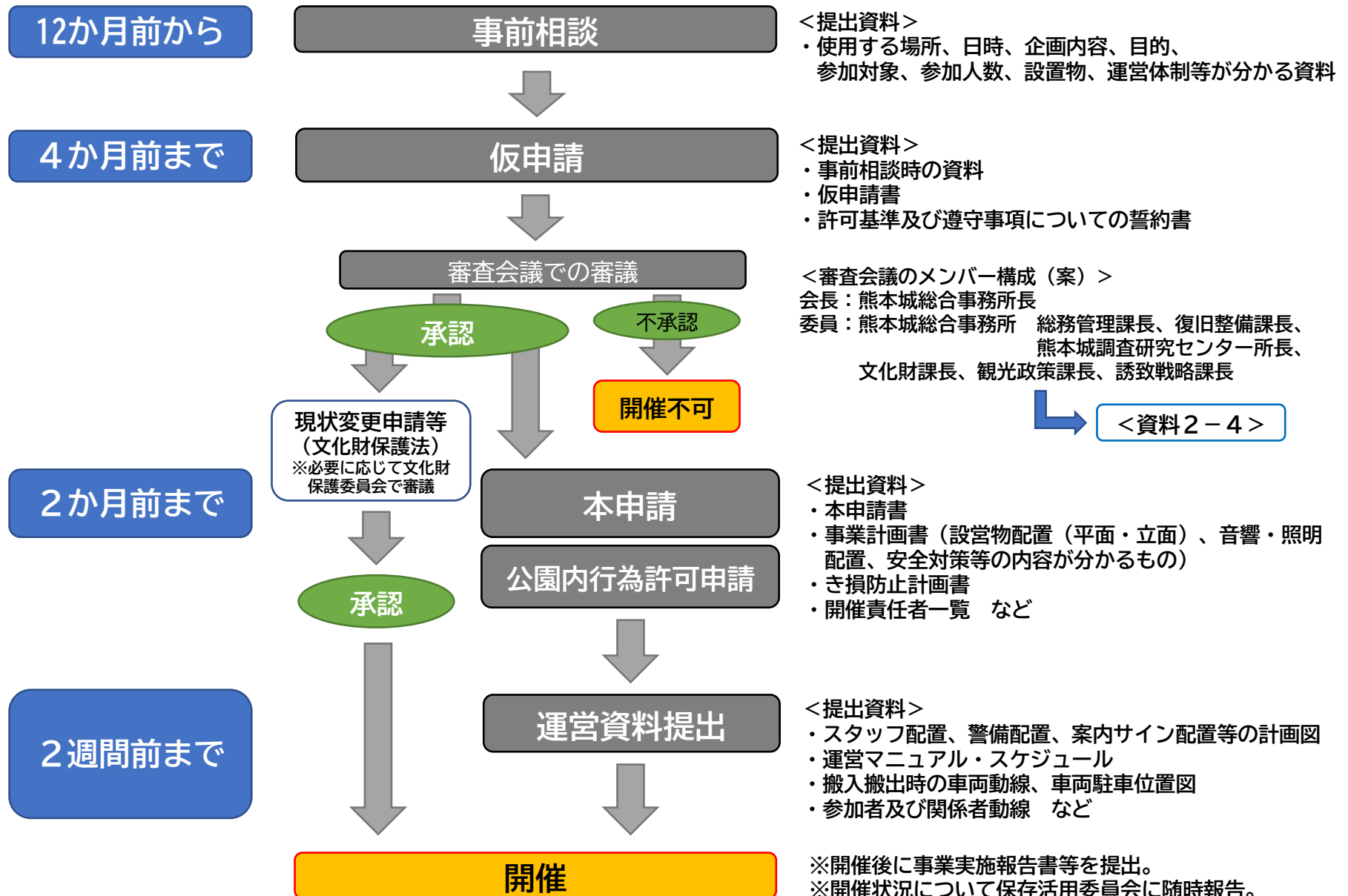
許可に当たっては、以下の各号に定める条件を附するものとする。

- (1) 熊本城管理条例、熊本市都市公園条例、熊本市公園行為許可基準要綱、その他関係法令等を遵守すること。
- (2) 「特別史跡熊本城跡保存活用計画」の記載事項を遵守すること。
- (3) 別に定める「熊本城公園催事使用条件」を遵守すること。  ＜資料2-3＞

2 開催を許可する区域・供用日及び供用時間・有料区域における制限 (第4条～第6条)



3 審査体制・事前相談・仮申請・本申請・公園内行為許可 (第7条～第11条)



4 使用料（第12条）

使用料

第12条 使用者は、熊本市都市公園条例第10条の規定により使用料を支払わなければならない。

熊本市都市公園条例の改正により決定

2 使用料の減免に関する基準は、別に定める。市・県の主催・共催事業のみ減免対象とする
<資料2-5>

3 使用料の還付については、熊本市都市公園条例第20条及び熊本市都市公園既納使用料還付基準の定めるところによる。

<熊本市都市公園条例>

第20条 既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 都市公園を使用する者が不可抗力により使用ができなかったとき。
- (2) 市の都合により都市公園の使用の許可を取り消したとき。
- (3) その他特に市長が相当な理由があると認めたとき。

<熊本市都市公園既納使用料還付基準>

(不可抗力)

第3条 条例第20条第1項第1号に規定する「不可抗力」とは次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 天候不良又は災害等により使用しなかった場合
- (2) 環境省が提供する「熱中症予防情報サイト」の熊本県地点熊本における暑さ指数(WBGT)が31℃以上となり、使用しなかった場合
(その他)

第4条 条例第20条第1項第3号に規定する「その他特に市長が相当な理由があると認めたとき。」とは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 使用する日の7日前までに使用の中止を申し出た場合（ただし、電子情報処理組織等によって中止の手続きを行った場合は、その手続きをもって中止を申し出たものとみなす）
- (2) 前号の規定に関わらず、イベント等で都市公園を使用する場合であって、かつ翌週以降に日程（予備日を含む）を確保している場合にあっては、すべてのイベント等日程を消化した翌平日までに翌週分以降の施設使用の中止を申し出た場合
- (3) 条例第20条第1項第1号又は第2号に準ずる理由があると市長が認めるとき

熊本城公園における催事開催に係る許可基準要綱（案）

制定 令和 年 月 日市長決裁

（趣旨）

第1条 この要綱は、熊本城公園における熊本市都市公園条例（昭和52年条例第32号）第2条第1項第3号に掲げる興行及び第4号に掲げる催し（以下「催事」という。）の許可に関し、必要な事項を定めることにより、国指定特別史跡熊本城跡の活用及び文化観光を推進し、熊本城の魅力の発信や来城者の増加を図ることを目的とする。

（許可基準）

第2条 開催を許可する催事は、次の各号に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- （1） 特別史跡熊本城跡の本質的価値である遺構や建造物等の文化財をき損するおそれのないこと。
- （2） 参加者に対して特別史跡熊本城跡の本質的価値や保存の重要性を伝える機会を設けること。
- （3） 熊本城の価値や魅力を広く周知させるものであること。
- （4） 熊本城の価値や魅力を向上させるものであること。
- （5） 熊本城で行うことで、その催事の価値が高められるものであること。
- （6） 開催後に熊本城の景観を変えるおそれのないこと。
- （7） 熊本城の復旧事業の妨げになるおそれのないこと。

（遵守すべき事項）

第3条 許可に当たっては、次の各号に定める条件を付するものとする。

- （1） 熊本城管理条例、熊本市都市公園条例、熊本市公園行為許可基準要綱及びその他関係法令等を遵守すること。
- （2） 「特別史跡熊本城跡保存活用計画」の記載事項を遵守すること。
- （3） 別に定める「熊本城公園催事使用条件」を遵守すること。

（開催を許可する区域）

第4条 熊本城公園のうち、催事の開催を許可する部分は次の各号に掲げる場所であって、別図1から別図6までに示す区域とする。ただし、熊本市又は熊本県が主催又は共催するもの及び市長が特に認めるものについてはこの限りでない。

- （1） 天守閣内
- （2） 天守閣前広場
- （3） 平左衛門丸
- （4） 特別見学通路
- （5） 二の丸芝生広場

（供用日及び供用時間）

第5条 使用に供する日及び時間は、別表に定める。ただし、市長がその使用を適当と認めた場合は、供用時間外においても使用できるものとする。

2 前項に規定する供用時間には、原則として、準備及び原状回復等に要する時間を含むものとする。

（有料区域における制限）

第6条 第4条第1号から第4号までに掲げる場所の使用については、不特定多数の者が参加することのない催事であって、次の各号いずれかに該当するものに限り許可できるものとする。ただし、熊本市又は熊本県が主催又は共催するものについてはこの限りでない。

- (1) 企業、学術団体、経済団体等が実施するレセプション
- (2) 記念式典、会議、新製品発表会又は展示会
- (3) 参加者を限定した見学会等であって、本市における文化観光の振興に資すると認められるもの

（審査体制）

第7条 催事の審査にあたっては、「熊本城催事審査会議」（以下「審査会議」という。）を設置し、開催許可に関する審査及び付与する条件等に関する審議を行うものとする。審査会議の設置に必要な事項は、別に定める。

（事前相談）

第8条 催事を開催しようとする者（以下「使用者」という。）は、使用する場所、日時、企画内容、目的、参加対象、参加人数、設置物、運営体制等が分かる資料を書面にて熊本城総合事務所総務管理課に提出し、事前相談を行うものとする。

2 前項に規定する事前相談は、使用日（使用しようとする日が引き続き2日以上あるときは、その初日をいう。以下同じ。）の属する月の12か月前の月の初日から受け付けるものとする。ただし、熊本市又は熊本県が主催又は共催するもの及び市長が特に認めるものについてはこの限りでない。

（仮申請）

第9条 使用者は、前条の事前相談を行ったうえで、催事開催（変更）仮申請書（様式第1号）及び誓約書（様式第2号）を作成し、市長に提出するものとする。市長は、使用者に対して修正又は追加資料の提出を求めることができる。

2 前項の催事開催（変更）仮申請書及び誓約書の提出期限は、使用日の4か月前までとする。ただし、熊本市又は熊本県が主催又は共催するもの及び市長が特に認めるものについてはこの限りでない。

3 市長は、第1項の規定による仮申請を受け付けたときは、審査会議に付議する。

4 審査会議は、前項の規定により付議された議題について、「熊本城催事審査会議設置要綱」に基づき、当該仮申請の承認の可否を審議する。

5 市長は、審査会議で審議された結果に基づき、仮申請の承認の可否を書面にて使用者に通知する。市長は、承認に際して、第3条に定めるもののほか必要な条件を付することができる。

6 使用者は、前項の規定により承認を受けた仮申請の内容を変更しようとするときは、催事開催（変更）仮申請書を市長に提出し、その承認を受けるものとする。

7 使用者は、第5項の規定により承認を受けた仮申請を取り消そうとするときは、速やかに催事開催仮申請取消届（様式第3号）を市長に提出するものとする。

(本申請)

第 10 条 前条第 5 項の規定により承認を受けた使用者は、次の各号に掲げる書類を、当該各号に定める期日までに市長に提出するものとする。市長は、使用者に対して修正又は追加資料の提出を求めることができる。

(1) 次に掲げる書類 原則として、使用日の 2 か月前まで

ア 催事開催（変更）申請書（様式第 4 号）

イ 事業計画書（設営物配置（平面・立面）、音響・照明配置、安全対策等の内容が分かるもの）

ウ き損防止計画書（設営時及び撤収時を含むき損等の事故防止のための計画書）

エ 開催責任者一覧（使用者の代表責任者、現場運営事業者、設営事業者、警備事業者等の各責任者名及び連絡先）

オ 収支計画書（参加者から入場料その他これに類するものを徴収する催事及び飲食物や物品の販売等の商業活動を伴う催事のみ。様式は任意）

(2) 次に掲げる書類 原則として、使用日の 2 週間前まで

ア スタッフ配置、警備配置、案内サイン配置等の計画図

イ 運営マニュアル・スケジュール

ウ 搬入搬出時の車両動線、車両駐車位置図

エ 参加者及び関係者動線図

オ 消防署、保健所等に提出した各種届の写し

カ 緊急時の連絡体制図

2 使用者は、前項に規定する提出期限までに書類を提出できないときは、その理由及び提出できる期日について市長に報告し、提出期限の延長について承認を受けるものとする。

3 使用者は、第 1 項の規定により申請した内容を変更しようとするときは、催事開催（変更）申請書を市長に提出し、その承認を受けるものとする。

4 使用者は、第 1 項の規定により申請した内容を取り消そうとするときは、速やかに催事開催申請取消届（様式第 5 号）を市長に提出するものとする。

5 使用者は、催事の開催後速やかに事業実施報告書（様式第 6 号）を提出するものとする。また、参加者から入場料その他これに類するものを徴収する催事及び飲食物や物品の販売等の商業活動を伴う催事の場合、任意の様式で収支報告書を提出するものとする。

(公園内行為許可)

第 11 条 第 9 条第 5 項の規定により承認を受けた使用者は、市長に公園内行為許可申請書（熊本市都市公園条例第 2 条第 2 項に規定する申請書をいう。）を、使用日の 2 か月前までに提出するものとする。

2 市長は、前条第 1 項第 1 号に掲げる書類を精査し、内容が適当であると認めた場合は、熊本市都市公園条例第 2 条の規定による許可（以下「行為許可」という。）をする。この場合において、市長は当該行為許可に必要な条件を付することができる。

3 市長は、行為許可をしたときは、使用者に公園内行為許可書を交付するものとする。

(使用料)

第 12 条 使用者は、熊本市都市公園条例第 10 条の規定により使用料を支払わなければならない。

2 使用料の減免に関する基準は、別に定める。

3 使用料の還付については、熊本市都市公園条例第 20 条及び熊本市都市公園既納使用料還付基準の定めるところによる。

（行為許可の取消等）

第 13 条 市長は、申請に基づく行為許可ののち、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは熊本城公園からの退去を命ずることができる。この場合において、許可の取消し等により許可を受けた者が損害を受けても、熊本市はその責めを負わない。

(1) 第 3 条及び第 9 条第 5 項の条件に違反したとき。

(2) 使用者が虚偽の申請その他不正な手段により許可を受けたと認められたとき。

(3) 使用者が使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸したと認められたとき。

(4) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められたとき。

(5) 特定の政党の利害に関する使用、公私の選挙に関する使用又は宗教的活動に関する使用と認められたとき。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、行為許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

(1) 公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合

(2) 公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合

(3) 公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

（使用者の賠償責任）

第 14 条 使用者は、土地又は建造物等をき損した場合、き損（滅失）届（様式第 7 号）を市長に提出するものとする。

2 使用者は、自らの故意又は過失により、土地又は建造物等に修復が必要な損害を与えた場合、当該き損箇所の修復にかかる費用を賠償するものとする。

3 土地又は建造物等をき損した使用者は、当該修復にかかる期間に別の者が予定していた使用に対する損害に対し、その責を負わなければならない。

（原状回復の義務）

第 15 条 使用者は、使用が終了したときは、直ちに土地及び建造物等を原状に回復するものとする。第 13 条の規定により行為許可を取り消されたとき又は使用の停止を命ぜられたときも同様とする。

（秘密の保持）

第 16 条 使用者は、熊本城公園の使用にあたり業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならないものとする。使用が終了した後も同様とする。

（要綱の変更）

第 17 条 この要綱は、熊本城の復旧状況等の実情に即したものにするため、広く関係者の意見を

聴き、必要に応じ見直しを行うものとする。

(その他)

第 18 条 この要綱に規定するもののほか、必要な事項は別に定めることができる。

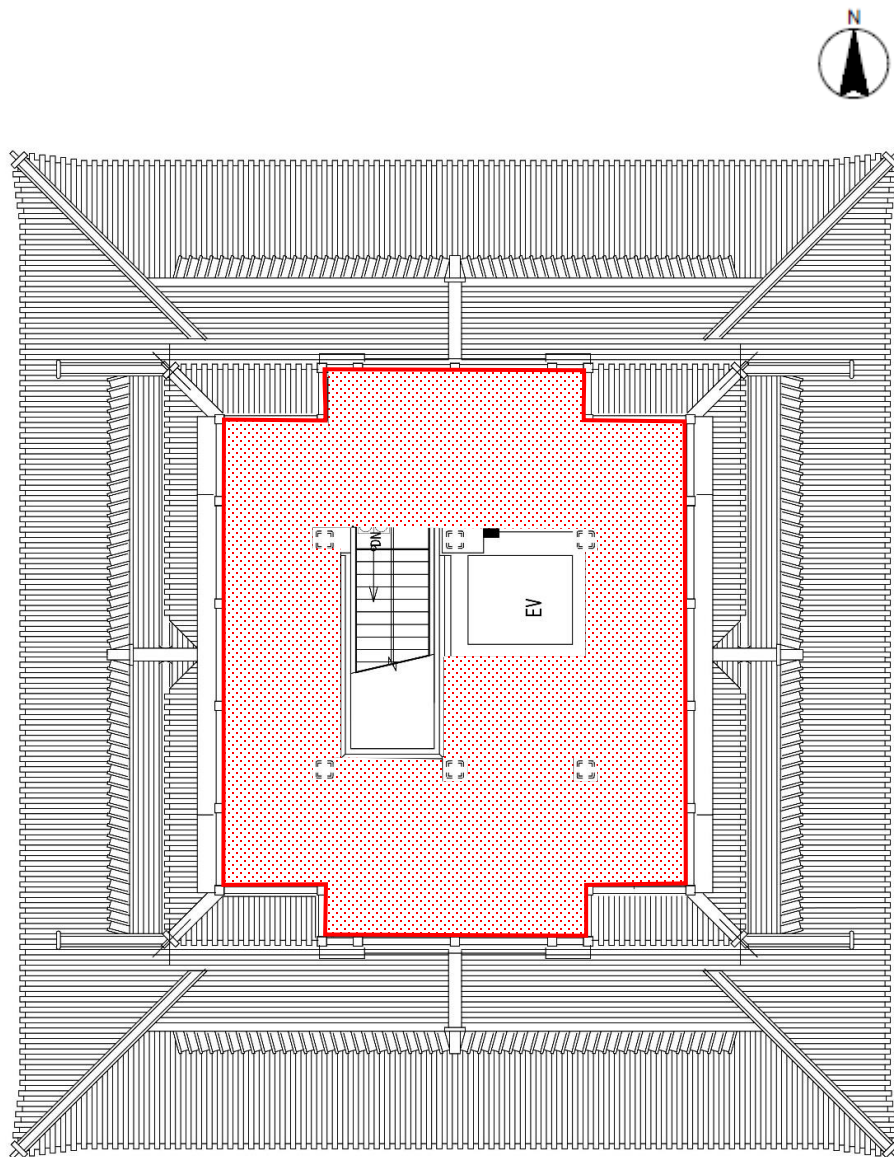
附 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

別表（第 5 条関係）

区域	供用日	供用時間	連続使用期間の限度
天守閣内	熊本市都市公園条例施行規則に定める熊本城公園の供用日のうち熊本市又は熊本県が主催又は共催する事業による使用期間を除く日	6:00～8:30 及び	熊本市又は熊本県が主催又は共催する事業を除き、連続して使用できる期間は 3 日（準備・撤収が必要な場合にあっては 5 日）までとする
天守閣前広場		17:30～21:00	
平左衛門丸			
特別見学通路			
二の丸芝生広場	熊本市又は熊本県が主催又は共催する事業による使用期間を除く日	8:00～21:00	

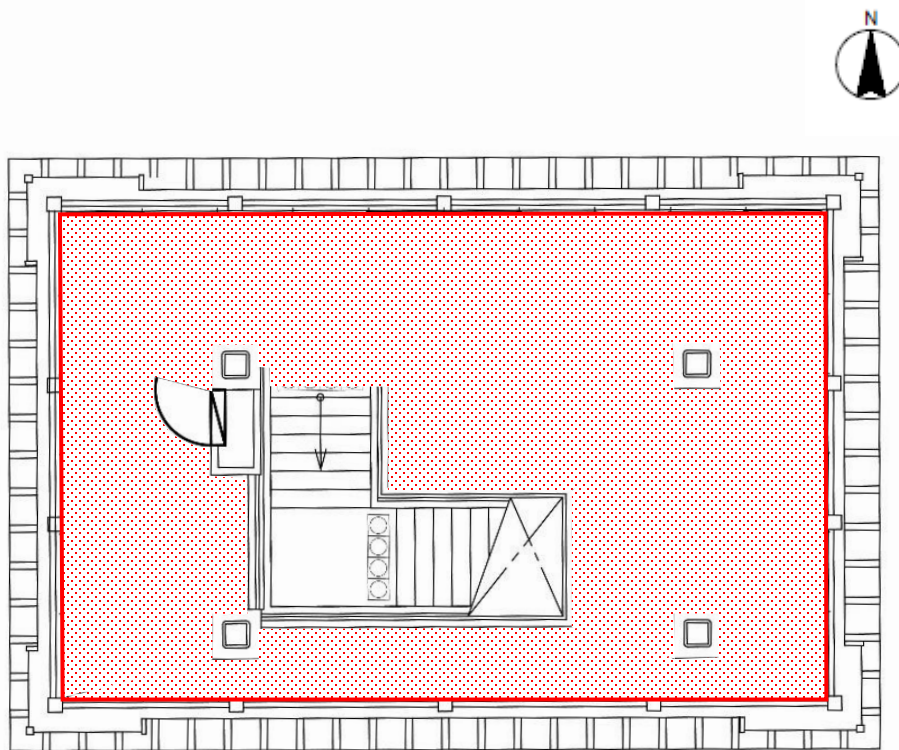
別図 1
天守閣内 (大天守最上階)



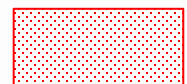
使用可能範囲



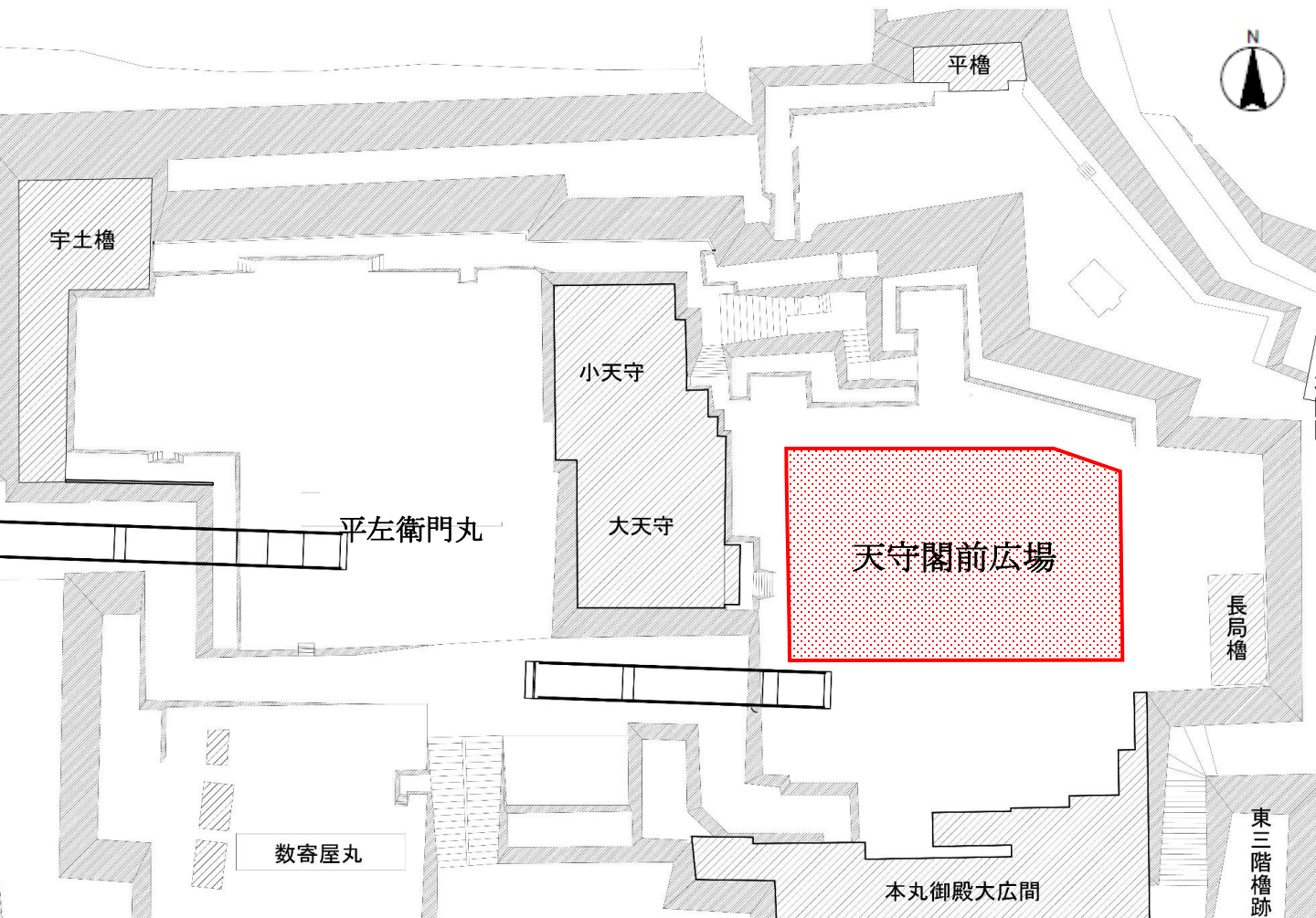
別図 2
天守閣内（小天守最上階）



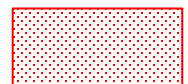
使用可能範囲

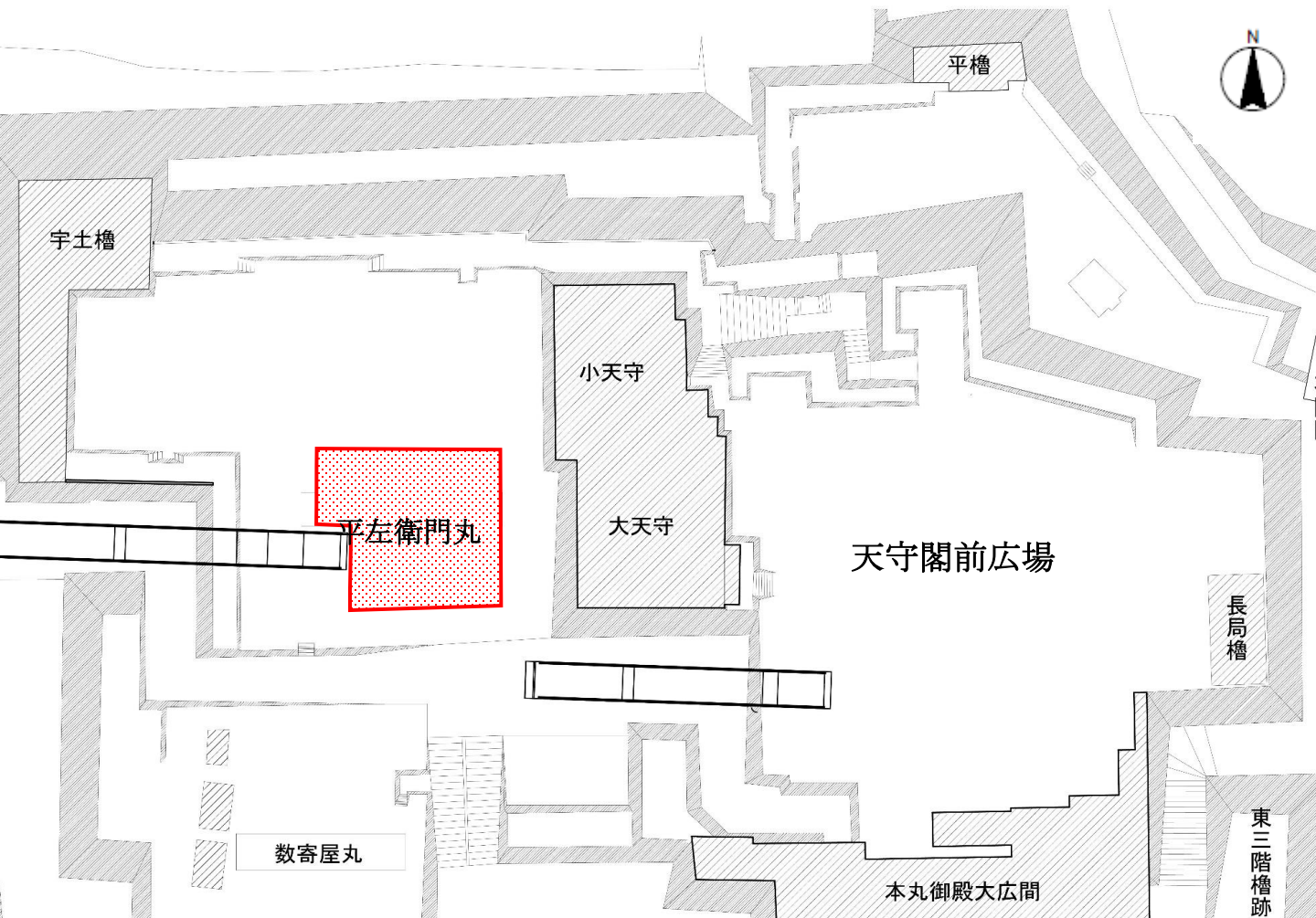


別図 3
天守閣前広場

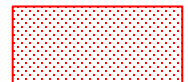


使用可能範囲

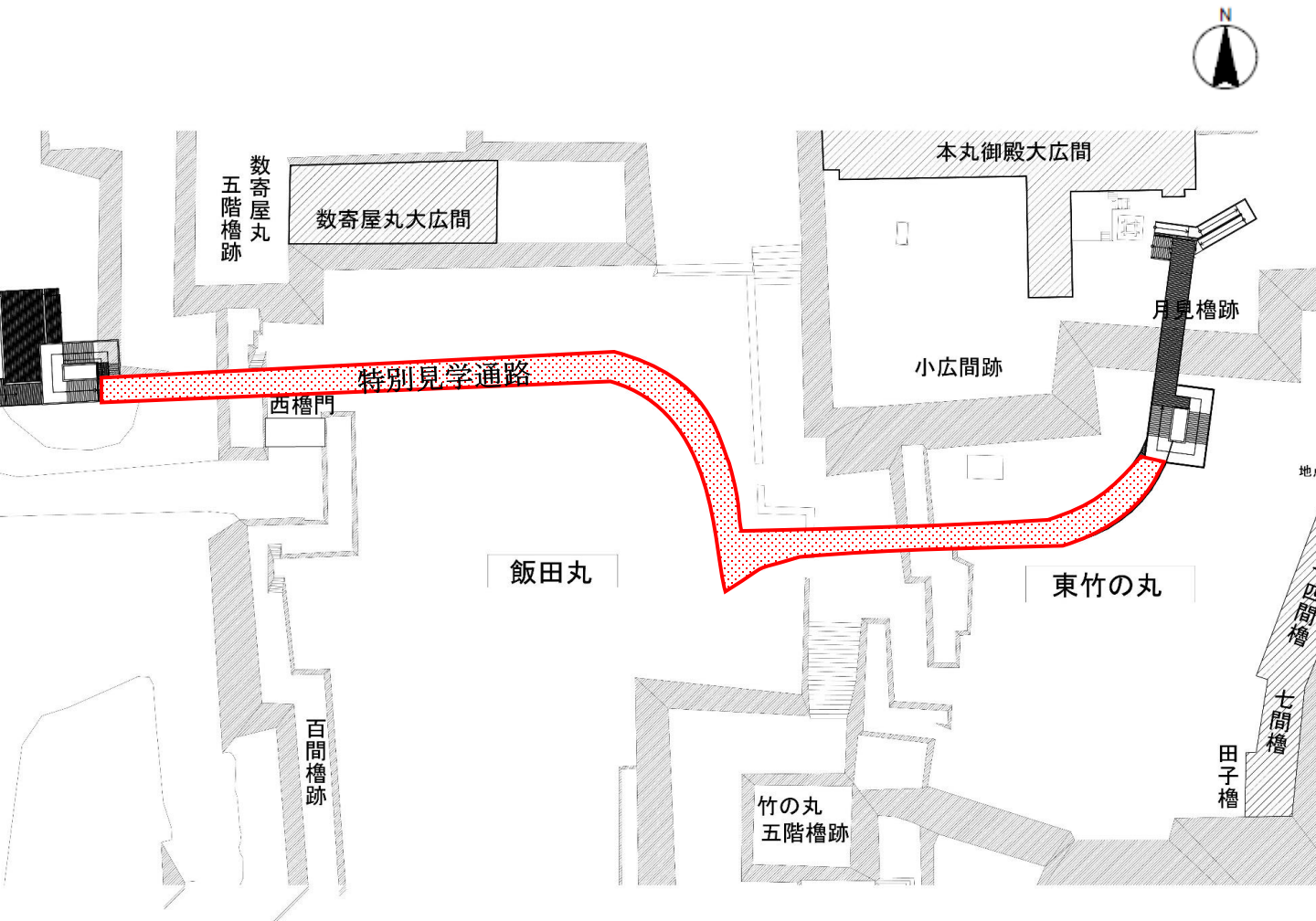


別図 4
平左衛門丸

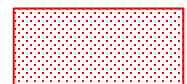
使用可能範囲



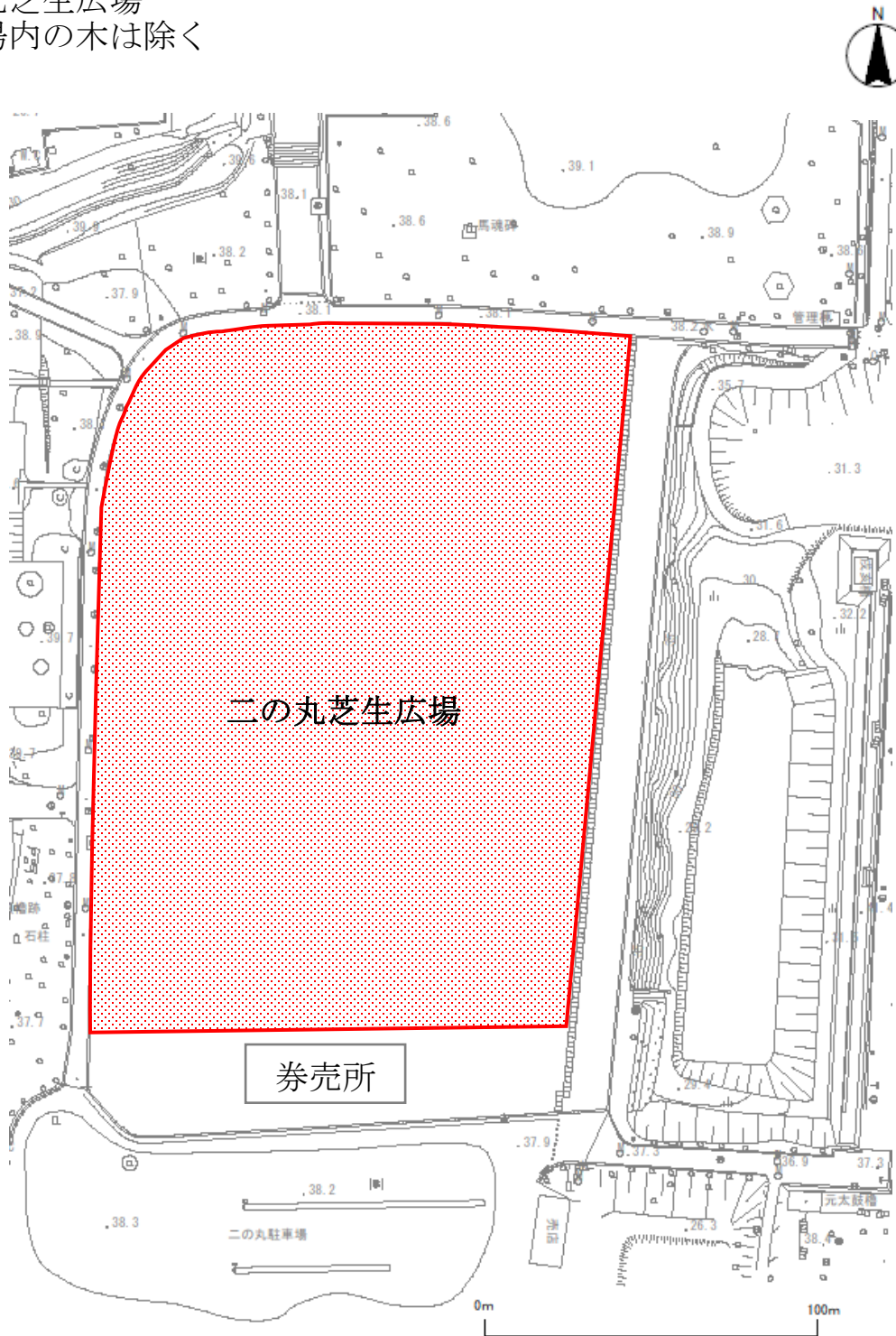
別図 5
特別見学通路



使用可能範囲



別図 6
二の丸芝生広場
※広場内の木は除く



使用可能範圍



※うち、面積の半分を使用の
上限とする

様式第 1 号（第 9 条関係）

年 月 日

熊本市長 様

催事開催（変更）仮申請書

熊本城公園における催事開催に係る許可基準要綱第 9 条第 1 項及び同条第 6 項の規定により、熊本城公園における催事の開催について仮申請（仮申請内容の変更）を行います。

		受付番号 第 号	
申請内容		仮申請 ・ 仮申請内容の変更	
使用者	団体名		
	住所 (所在地)	(TEL.)	
	代表者		
	担当者		
催事名			
開催目的			
内容			
開催場所		☐ 天守閣内（ ☐ 大天守 ☐ 小天守） ☐ 天守閣前広場 ☐ 平左衛門丸 ☐ 特別見学通路 ☐ 二の丸芝生広場	
日時	準備日	年 月 日 時 ～	年 月 日 時
	開催日	年 月 日 時 ～	年 月 日 時
	撤収日	年 月 日 時 ～	年 月 日 時
参加者	対象者		
	人数	人	
添付書類			

※太枠内は記入しないでください。

様式第 2 号（第 9 条関係）

年 月 日

誓約書

熊本市長 様

使用者名

所在地又は住所

代表者役職・氏名

私は、熊本城公園における催事開催に係る許可基準要綱第 9 条第 1 項の規定による仮申請及び同要綱第 10 条の規定による本申請にあたり、下記の事項について誓約します。

なお、誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、催事の開催許可を取り消されることとなっても異議はありません。また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

- 1 熊本城公園における催事開催に係る許可基準要綱及びその他関係法令等を遵守するとともに、参加者及び関係業者にも周知徹底を図ります。
- 2 熊本市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 94 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員、若しくは同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者に該当しません。
- 3 市税及び法人税の滞納、その他法令違反はありません。
- 4 政治活動及び宗教活動を目的とした使用をしません。
- 5 使用許可の取消、使用中止、使用条件の変更等に伴う損害賠償金等は請求しません。
- 6 トラブルが発生した場合には、誠意をもって協議し解決します。

様式第 3 号（第 9 条関係）

年 月 日

熊本市長 様

催事開催仮申請取消届

熊本城公園における催事開催に係る許可基準要綱第 9 条第 7 項の規定により、熊本城公園における催事の開催についての仮申請を取消します。

		受付番号 第 号	
使用者	団体名		
	住所 (所在地)	(TEL.)	
	代表者		
	担当者		
催事名			
開催場所		☐ 天守閣内 (☐ 大天守 ☐ 小天守) ☐ 天守閣前広場 ☐ 平左衛門丸 ☐ 特別見学通路 ☐ 二の丸芝生広場	
日時	準備日	年 月 日 時 ~	年 月 日 時
	開催日	年 月 日 時 ~	年 月 日 時
	撤収日	年 月 日 時 ~	年 月 日 時
取消理由			

様式第 4 号（第 10 条関係）

年 月 日

熊本市長 様

催事開催（変更）申請書

熊本城公園における催事開催に係る許可基準要綱第 10 条第 1 項及び同条第 3 項の規定により、熊本城公園における催事の開催について申請（申請内容の変更）を行います。

		受付番号 第 号	
申請内容		申請 ・ 申請内容の変更	
使用者	団体名		
	住所 (所在地)	(TEL.)	
	代表者		
	担当者		
催事名			
開催目的			
内容			
開催場所		☐ 天守閣内（ ☐ 大天守 ☐ 小天守） ☐ 天守閣前広場 ☐ 平左衛門丸 ☐ 特別見学通路 ☐ 二の丸芝生広場	
日時	準備日	年 月 日 時 ～	年 月 日 時
	開催日	年 月 日 時 ～	年 月 日 時
	撤収日	年 月 日 時 ～	年 月 日 時
参加者	対象者		
	人数	人	
添付書類		☐ 事業計画書 ☐ き損防止計画書 ☐ 開催責任者一覧 ☐ その他 ()	

様式第 5 号（第 10 条関係）

年 月 日

熊本市長 様

催事開催申請取消届

熊本城公園における催事開催に係る許可基準要綱第 10 条第 4 項の規定により、熊本城公園における催事の開催についての申請を取消します。

		受付番号 第 号	
使用者	団体名		
	住所 (所在地)	(TEL.)	
	代表者		
	担当者		
催事名			
開催場所		☐ 天守閣内 (☐ 大天守 ☐ 小天守) ☐ 天守閣前広場 ☐ 平左衛門丸 ☐ 特別見学通路 ☐ 二の丸芝生広場	
日時	準備日	年 月 日 時 ~	年 月 日 時
	開催日	年 月 日 時 ~	年 月 日 時
	撤収日	年 月 日 時 ~	年 月 日 時
取消理由			

様式第 6 号（第 10 条関係）

年 月 日

熊本市長 様

事業実施報告書

熊本城公園における催事開催に係る許可基準要綱第 10 条第 5 項の規定により、熊本城公園における催事の開催について事業実施報告書を提出します。

		受付番号 第 号	
催事名			
使用者 (団体名)			
開催場所		☐ 天守閣内（ ☐ 大天守 ☐ 小天守） ☐ 天守閣前広場 ☐ 平左衛門丸 ☐ 特別見学通路 ☐ 二の丸芝生広場	
日時	準備日	年 月 日 時 ～	年 月 日 時
	開催日	年 月 日 時 ～	年 月 日 時
	撤収日	年 月 日 時 ～	年 月 日 時
参加者	対象者		
	人数	人	
実施内容			
収支報告書		有 ・ 無	

※その他、必要があれば別紙（様式自由）を添付してください。

様式第 7 号（第 1 4 条関係）

年 月 日

熊本市長 様

き損（滅失）届

熊本城域内の土地又は建造物等をき損（滅失）したため、熊本城公園における催事開催に係る許可基準要綱第 1 4 条第 1 項の規定により、き損（滅失）届を提出します。

		受付番号 第 号
使用 者	団体名	
	住所 (所在地)	(TEL.)
	代表者	
	担当者	
催事名		
開催場所		☐ 天守閣内（ ☐ 大天守 ☐ 小天守） ☐ 天守閣前広場 ☐ 平左衛門丸 ☐ 特別見学通路 ☐ 二の丸芝生広場
き損（滅失）日時		
き損（滅失）対象		
き損（滅失）内容 及び程度		
処理状況		
備考		

熊本城公園催事使用条件（案）

制定 令和 年 月 日市長決裁

熊本城公園における催事開催に係る許可基準要綱（以下「要綱」という。）第2条に規定する許可基準及び第3条に規定する遵守すべき事項に加え、熊本城公園における催事開催において、使用条件を次のとおり定める。

1 全エリア共通事項

全エリア共通の使用条件は次のとおりとする。

（1）基本条件

- ・熊本城管理条例、熊本市都市公園条例、熊本市公園行為許可基準要綱、熊本城の管理に関する取扱要領その他関係法令等を理解し、必要な手続きを行うこと。
- ・手続きに関する協議等は、熊本城総合事務所総務管理課（以下「事務所」という。）と行い、事務所の指示に従うこと。
- ・公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれのある使用をしないこと。
- ・熊本城の文化財をき損し、又は滅失するおそれのある使用をしないこと。
- ・特定の政党の利害に関する使用、公私の選挙に関する使用又は宗教的活動に関する使用をしないこと。
- ・集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の利益になる使用をしないこと。
- ・公園利用者や周辺施設への配慮を欠いた使用をしないこと。
- ・その他熊本城公園の管理運営上支障があると認められる使用をしないこと。
- ・使用者は、催事開催による効果検証のため、熊本市が求める調査に協力すること。

（2）個別遵守事項

使用に際しては次に掲げる事項を遵守すること。

【相談～申請時】

- ・企画、運営、演出については、事前に事務所と入念な打合せを行うこと。
- ・設営物の配置（平面・立面）、音響・照明、養生、搬入出動線、搬入出時間帯及び車両駐車位置・台数について事務所と協議するとともに、図面で提出し、承認を受けること。また、事務所から指導があった場合は、その指示に従うこと。
- ・火気の使用については、「熊本城における火気使用の取り扱い内規」に準じることとし、事務所の許可を得た内容・場所に限ること。
- ・杭等の打設は原則として認められないが、安全管理上やむを得ず必要な場合は、設置

数や長さ、太さ等を精査したうえで事前相談時から事務所と協議すること。

- ・写真・動画撮影を商業目的で行う場合、事前に用途や撮影方法等が分かる書類を事務所に提出すること。特に、無人航空機（ドローン等）の使用を予定している場合は、速やかに事務所に相談すること。
- ・公園内行為許可を受ける前に熊本城公園を会場として使用することを公表、又は参加者に通知する場合は、事前に事務所からその内容についての承諾を得ること。
- ・災害発生時の避難経路を考慮した計画を立てること。また、所管の消防署（本丸は中央消防署、二の丸は西消防署）に催物開催届出書を提出し、その写しを事務所にも提出すること。
- ・必要に応じて公園内の施設及び周辺施設等に説明を行うこと。

【会場設営・使用・撤収時】

- ・設営及び撤去の作業前及び催事本番前には、必ずスタッフ全員に本使用条件の内容について周知徹底を図ること。
- ・スタッフ全員に必ず腕章等を着用させ、参加者及び一般の公園利用者と区別できるようにすること。
- ・設営のために立入規制区域に入る場合は、あらかじめその範囲について事務所の承認を受けることとし、必ずヘルメットを着用すること。
- ・熊本城の建造物や遺構等をき損することのないよう、養生を行うこと。
- ・建造物と設置物との間に、設営物の高さ以上の間隔を設けること。
- ・樹木と設置物の距離が近い場合は、樹木を養生するなどのき損防止策を徹底すること。
- ・強風等により設置物が転倒しないように、ウェイト等による固定を徹底すること。
- ・電気器具及びコード類は設置前に点検を行い、損傷がないことを確認し使用すること。
- ・発電機を使用する場合は事前に事務所に申請し、承認を受けるとともに、安全管理を徹底すること。
- ・屋外での発電機等の使用時及び配線時には、雨天時の浸水等を考慮した漏電対策を行うこと。
- ・現場管理責任者を選定し、会場設営から撤収までの期間は、現場管理責任者を含むスタッフを常駐させること。ただし、2日間以上にわたる催事の1日目終了以降の参加者のいない時間帯で、設置物の保安対策を講じた場合又は夜間警備を置いた場合についてはこの限りでない。
- ・酒類を提供する場合は、参加者の使用許可範囲外への立入防止や公園の保全のためのスタッフを配置すること。
- ・事故（火災を含む）の発生がないように、あらゆる措置を講じること。
- ・万が一事故が発生した場合は、速やかに事務所職員へ連絡し、対応について指示を仰ぐこと。

- ・使用するトイレの箇所については事務所と協議のうえ決定し、撤収時には汚損や残置物等がないか確認すること。設備の損壊等があった場合は速やかに事務所に連絡すること。
- ・園内のトイレには限りがあるため、想定される参加人数から判断して不足がある場合は、仮設トイレを設置すること。
- ・使用後は使用範囲全域にわたり清掃を行い、原状回復すること。特に飲食物を提供する場合は注意すること。
- ・催事により発生したゴミ等は使用後速やかに処分すること。
- ・使用翌日（早朝使用の場合は使用直後）に立会検査を行うため、現場管理責任者が出席すること。指摘箇所については速やかに原状回復すること。

（３）禁止行為

次に掲げる行為は禁止する。

- ・許可された範囲以外への無断立入
- ・地面の掘削、転圧、客土等の地盤改変
- ・許可された場所以外での火気の使用
- ・指定の喫煙場所以外での喫煙（加熱式たばこを含む）
- ・園内の安全管理上問題のあると認められる演出
- ・園内の動植物に影響を及ぼすおそれのある強い香料、芳香剤等の使用
- ・建造物や遺構をき損するおそれのある重量物や車両の設置、乗り入れ
- ・遺構をき損するおそれのある長さの杭等の打設
- ・広告物の掲示
- ・園内植物の剪定、伐採又は採取
- ・公園利用者、周辺施設及び地域住民に悪影響を及ぼす音響及び照明の使用
（音響については、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定に基づく騒音に係る環境基準を遵守すること。音の発生源から一番近い公園敷地の境界で測定し、昼間55デシベル以下。夜間45デシベル以下。）
- ・その他、建造物及び遺構面等をき損するおそれのあると思われる行為
- ・周辺道路及び園路における交通を妨げる行為
- ・あらかじめ許可を受けた搬出入時間及び搬入経路以外の搬入搬出・設営
- ・指定駐車場所以外での駐車（バイク・自転車を含む）

2 有料エリアの使用に関する事項

要綱第4条第1号から第4号までに掲げる場所の使用については、「1 全エリア共通事項」に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 基本条件

- ・催事参加者の入退場管理及び安全の確保、設備の使用等に必要な人員の配置については、事務所及び熊本城特別公開関連管理運営業務委託業者（以下「運営事業者」という。）と協議のうえ、使用者において経費全額を負担すること。

(2) 個別遵守事項

使用に際しては次に掲げる事項を遵守すること。

【有料エリア全域】

- ・事前に参加者の名簿を事務所に提出すること。また、内容に変更があった場合は速やかに報告すること。
- ・参加者の入退園は熊本城の開園時間外に行うこと。
- ・飲食物を提供する場合、原則として有料エリア内で調理は行わず、ケータリングを利用すること。また、催事終了後速やかに清掃を行うこと。
- ・設営は、原則として熊本城の開園時間外に行うこと。ただし、事務所及び運営事業者と協議し、入園者の観覧の妨げにならないものとして承認を受けた場合はこの限りではない。
- ・設置物等の搬入搬出経路及び駐車位置は、事務所と協議のうえ一般の入園者及び工事車両等の通行の妨げとならないようにすること。

【天守閣内】

- ・雨天時は入口に傘置き及びマット等を必ず設置し、靴の汚れや雨水を落とすこと。

(大天守6階)

- ・入口から大天守6階及び大天守6階から地階トイレへの誘導・案内係を配置すること。
- ・大天守6階及び地階トイレ以外の部分は原則として移動経路としてのみ使用することとし、各階の展示を参加者に観覧させたい場合は、あらかじめ時間帯を指定して事務所の承認を受けること。
- ・エレベーターを使用する場合は事前に事務所に申請し、承認を受けること。
- ・飲食物を提供する場合は、大天守6階床及び5階への階段を養生すること。

(小天守4階)

- ・使用目的は周辺の展望・観覧に限ることとし、設置物及び飲食物を持ち込まないこと。

【特別見学通路】

- ・飲食物を提供する場合及びテーブル等の設置物がある場合は、床面を養生すること。

(3) 禁止行為

次に掲げる行為は禁止する。

【有料エリア全域】

- ・ 物品の販売、その他これに類するような商業活動

【天守閣内】

- ・ 火気の使用
- ・ 大天守6階（最上階）以外での飲食
- ・ 窓の開閉

【特別見学通路】

- ・ 火気の使用
- ・ 要綱別図5に示した範囲以外での飲食
- ・ ヒーター等高温を発する機器の設置等、床材に悪影響を及ぼす行為
- ・ 床材の耐荷重を超えた重量物の設置

3 無料エリアの使用に関する事項

要綱第4条第5号に掲げる場所の使用については、「1 全エリア共通事項」に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 基本条件

- ・催事等のために占用して使用できる面積は、広場全体の半分を上限とする。ただし、熊本市又は熊本県が主催又は共催するもの及び市長が特に認めるものについてはこの限りでない。
- ・使用する範囲、ステージ等設置物の配置については、事前に事務所と詳細な打合せを行うこと。

(2) 個別遵守事項

使用に際しては次に掲げる事項を遵守すること。

- ・多数の参加者が見込まれる催事の場合、交通誘導員の配置等の周辺道路の渋滞防止対策及びマスコミ等を通じた公共交通機関での来園の呼びかけについて計画を策定し、事務所の承認を受けること。
- ・設営のために芝生部分へ車両を進入させる場合は軽車両（フォークリフト含む）までとし、それ以上の重量の車両については動線を養生すること。
- ・雨天時及び雨天後は、芝生部分への車両進入時に轍が出来ないように対策を行うこと。

(3) 禁止行為

次に掲げる行為は禁止する。

- ・芝生や樹木を傷める行為
- ・園路、駐輪場及び駐車場部分の占用
- ・一般の公園利用者及び周辺施設の迷惑になるような行為

熊本城催事審査会議設置要綱（案）

制定 令和 年 月 日市長決裁

（設置）

第1条 熊本城公園における熊本市都市公園条例（昭和52年条例第32号）第2条第1項第3号に掲げる興行及び第4号に掲げる催し（以下「催事」という。）の開催について審議を行うため、熊本城催事審査会議（以下「会議」という。）を設置する。

（審議事項）

第2条 会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1） 熊本城公園における催事開催に係る許可基準要綱に定める仮申請の承認の可否の審査及び付与する条件に関すること。
- （2） 前号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項

（組織）

第3条 会議の委員は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

- （1） 熊本城総合事務所長
- （2） 熊本城総合事務所総務管理課長
- （3） 熊本城総合事務所復旧整備課長
- （4） 熊本城調査研究センター所長
- （5） 文化財課長
- （6） 観光政策課長
- （7） 誘致戦略課長

2 会議に会長を置き、熊本城総合事務所長をもって充てる。

3 会長に事故等あるときは、あらかじめ会長が指定する委員がその職務を代理する。

4 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の職員を臨時委員に指名して出席させることができる。

（会議）

第4条 会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員（臨時委員を除く。）の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の職員を会議に出席させその説明又は意見を聴くことができる。

（持回り審議）

第5条 会議の審議事項について緊急を要すると会長が認めるときは、持回りによる審

議をすることができる。

(報告)

第6条 会長は、会議の結果を市長に報告するものとする。

(秘密の保持)

第7条 会議に参加したものは、議事の内容を第三者に漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 会議の庶務は熊本城総合事務所総務管理課において行うものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

熊本城公園における催事開催に係る使用料の減免に関する要綱（案）

制定 令和 年 月 日市長決裁

（趣旨）

第1条 この要綱は、熊本市都市公園条例（昭和52年条例第32号。以下「条例」という。）第21条第1項に基づき、熊本城公園における条例第2条第1項第3号に掲げる興行及び第4号に掲げる催し（以下「催事」という。）に係る使用料の減免に関し、必要な事項を定めるものとする。

（使用料の減免の基準）

第2条 減免の対象となる使用者（条例第2条第1項第3号及び第4号に規定する使用許可を受けた者をいう。以下同じ。）、減免の対象となる催事、減免の程度その他の使用料の減免の基準は、都市公園使用料に係る減免要綱（平成12年10月6日制定）の規定にかかわらず、別表に定めるところによるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が使用料の減免をすることが不適当と認める行為をする場合は、減免しない。

附 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

別表（第2条関係）

基準	減免の対象となる使用者	減免の対象となる催事	具体的事例	減免の程度
1	(1) 熊本市及び熊本県 (2) 熊本市若しくは熊本県と共催する団体	地方公共団体の事業又は行事による使用	熊本市主催の大会・イベント	使用料の全額

『熊本城みどり保存管理計画』の取組 (報告)

令和6年7月
熊本城総合事務所



1. 危険木の撤去 . . . 管理方針01

- 令和2年度以降、倒木のおそれがあると判断された樹木322本のうち、古樹・大樹として保存する6本を除く316本の撤去を進めてきた。
- 年度別の撤去本数は下表のとおり

R2	R3	R4	R5	計
11	44	108	153	316

⇒ 危険木への対応が完了
(R5撤去位置は図1参照)

- 今後も引き続き、日常点検や定期点検を通じて、危険木の早期発見・早期対応に努めていく。

2. 桜の補植 . . . 管理方針06

- 危険木の撤去後、桜の保護育成の取組として、遺構保護に配慮しながら可能な限り補植を行った(撤去198本に対し補植21本、図2参照)。
- 特に行幸坂の一部においては、一新小学校の校外学習の一環として協働で植樹作業を行った。作業状況は報道機関へ公開し、取組のPRにつなげた。

<学習の様子>



<植樹の様子>



<開花状況>



3. 発生材の活用 . . . 管理方針14

- 公的機関を中心に活用希望の調査を行い、譲渡を行った。完成品は随時情報提供を依頼中(市民配布以外)。

譲渡先	樹種	用途	備考
くまもと工芸会館	桜	木工品製作	製作中
熊本市消防局	桜	拍子木作成	製作中
熊本工業高校建築科	桜	授業での活用	詳細検討中
熊本市動植物園	桜、その他	飼育スペースでの活用	製作中
金峰山少年自然の家	桜、その他	木工体験	施設リニューアル後に実施
市民等への無料配布	桜	家具・小物製作、キノコ栽培、燻製材 等	226名の申込み 3/11~17配布

4. 古樹・大樹サインの設置 . . . 管理方針05

- 古樹・大樹(幕末から残る樹木)を広く市民や来城者に知っていただくため、サインを設置した。
- 併せて市ホームページに古樹・大樹の紹介ページを整備(サインに掲載したQRコードから閲覧可能)。

<サイン>



<設置状況>



<QRコード>



※ 「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です



1. 遺構影響木の撤去 ・ ・ ・ 管理方針02

- 令和2年度に樹木医による点検を実施し、344本※の遺構影響木(遺構に影響を及ぼす恐れのある樹木)があることを確認。 ※うち、49本は危険木と重複(撤去済み)
- 確認した遺構影響木については、対応優先度評価を実施。石垣への影響を防ぐため早急に対応が必要と判定された169本の撤去を今年度から5年かけて行う予定(R6度撤去位置は図3参照)。
- 今年度は約30本の遺構影響木を撤去予定。発生材については今後活用を検討していく。

<石垣の面上に生育した樹木>



<石垣上部に生育した樹木>



<石垣底部に生育した樹木>



2. 桜のひこばえ育成 ・ ・ ・ 管理方針06

- 危険木の撤去が昨年度完了したことから、今年度から本格的にひこばえの育成に着手する。
- 「サクラ維持管理区域」を中心に、適切な間隔を考慮の上ひこばえ育成を行う桜を選定(図4参照)。
- 樹木医による経過観察や害虫対策を行い、良好な環境での育成を図るとともに、個別にカルテを作成し、ひこばえ育成の基礎資料として活用する。

図1 危険木撤去位置図（令和5年度実績）

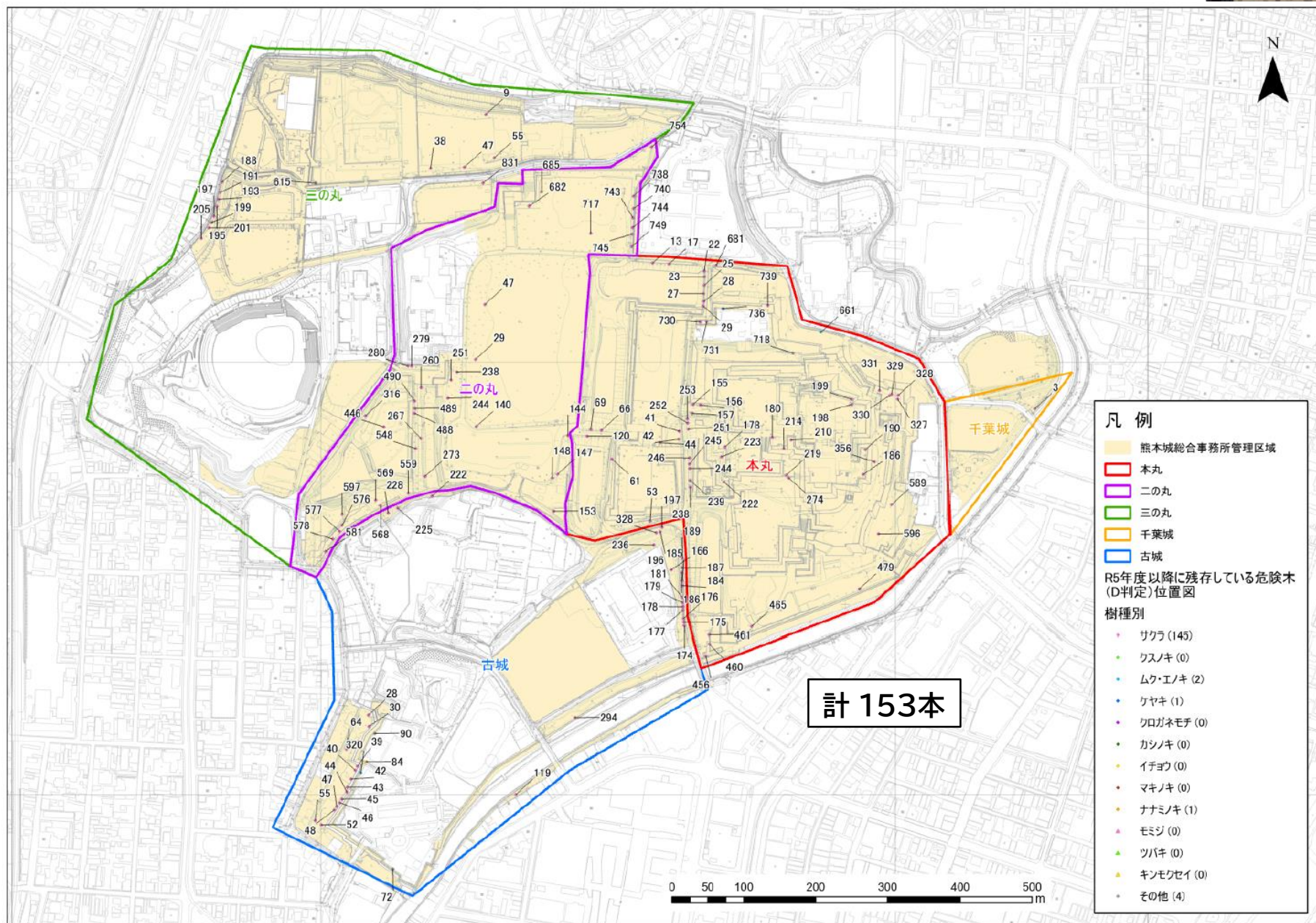


図2 桜補植位置図（令和5年度実績）

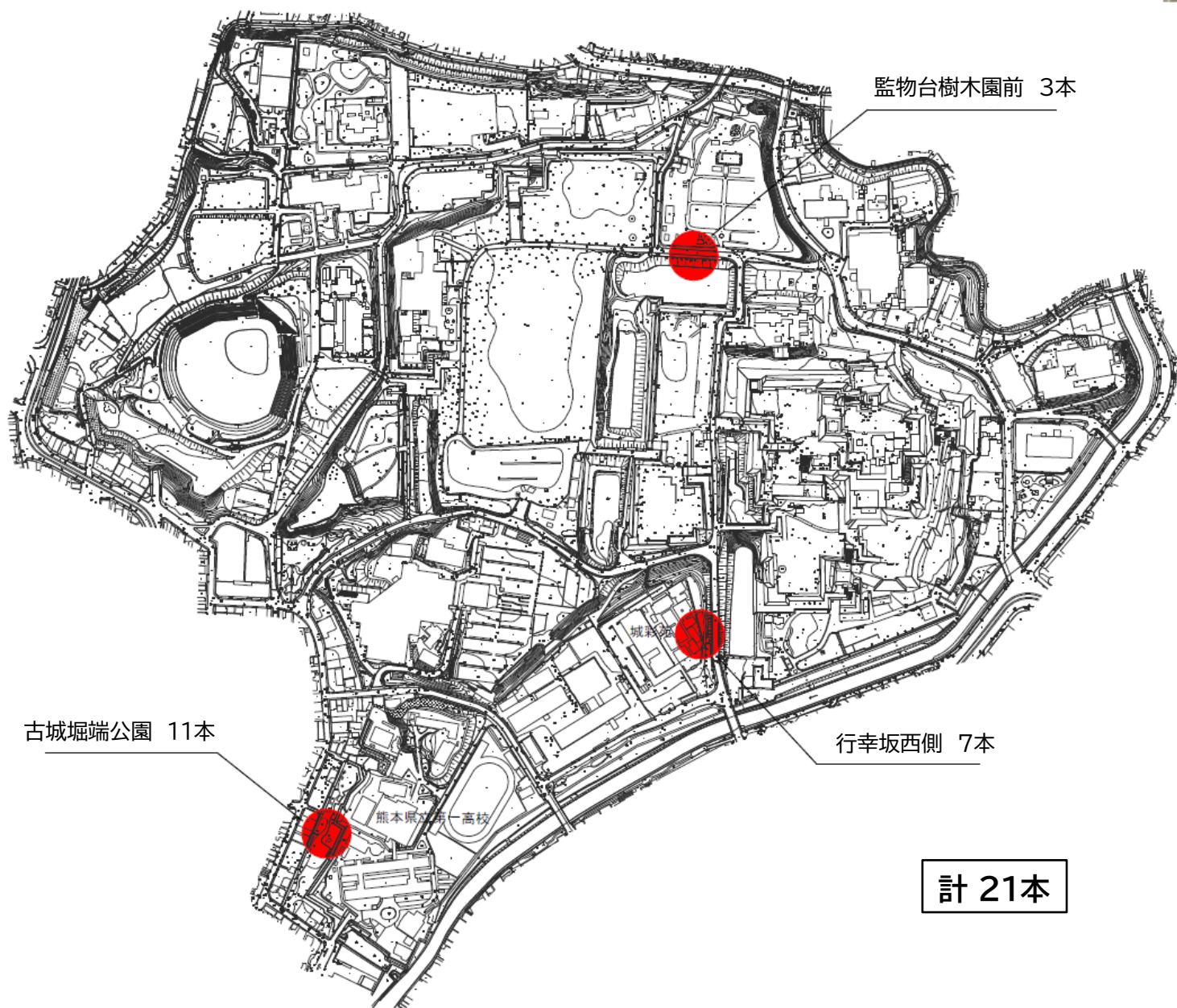


図3 遺構影響木撤去位置図（令和6年度予定）

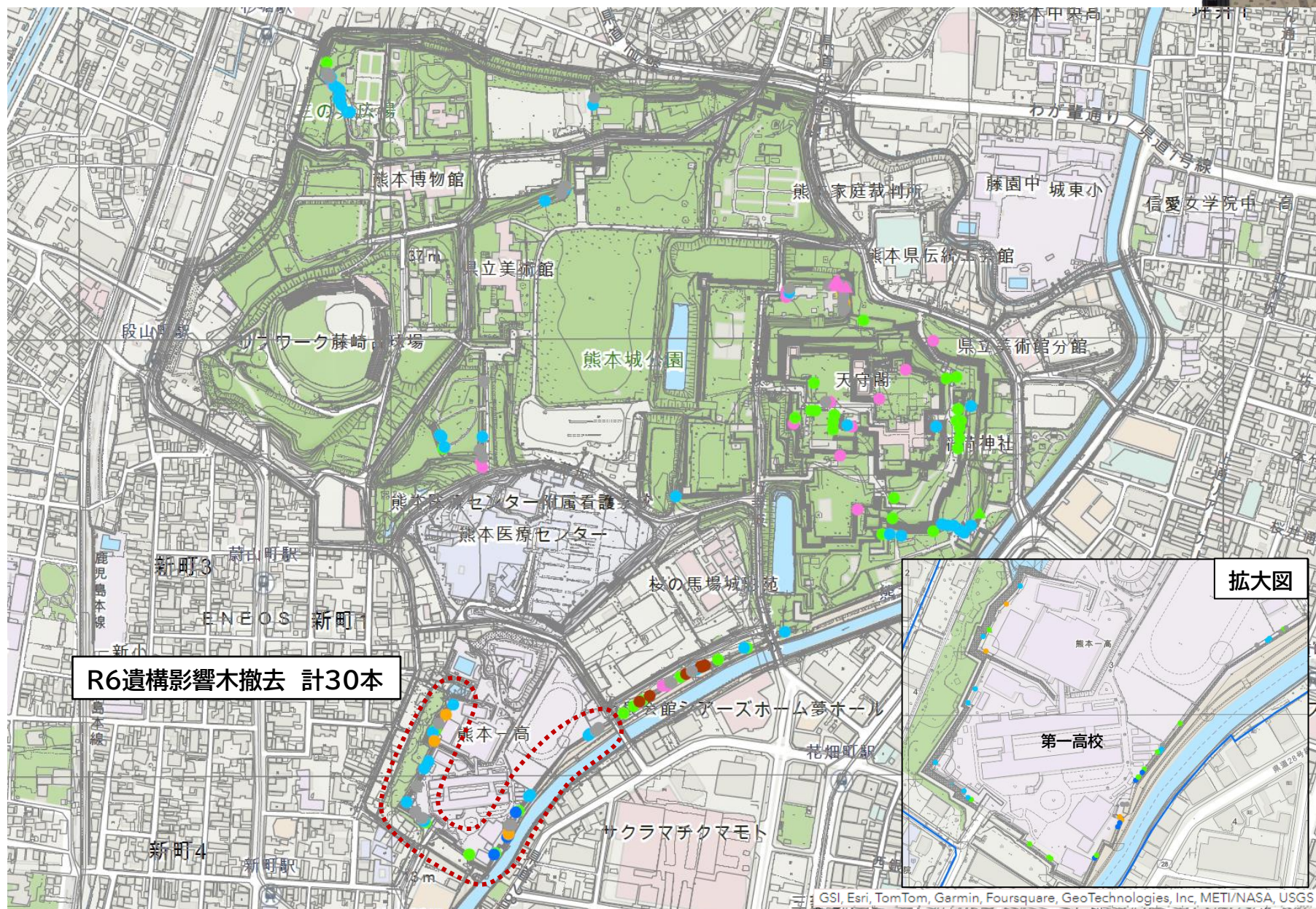
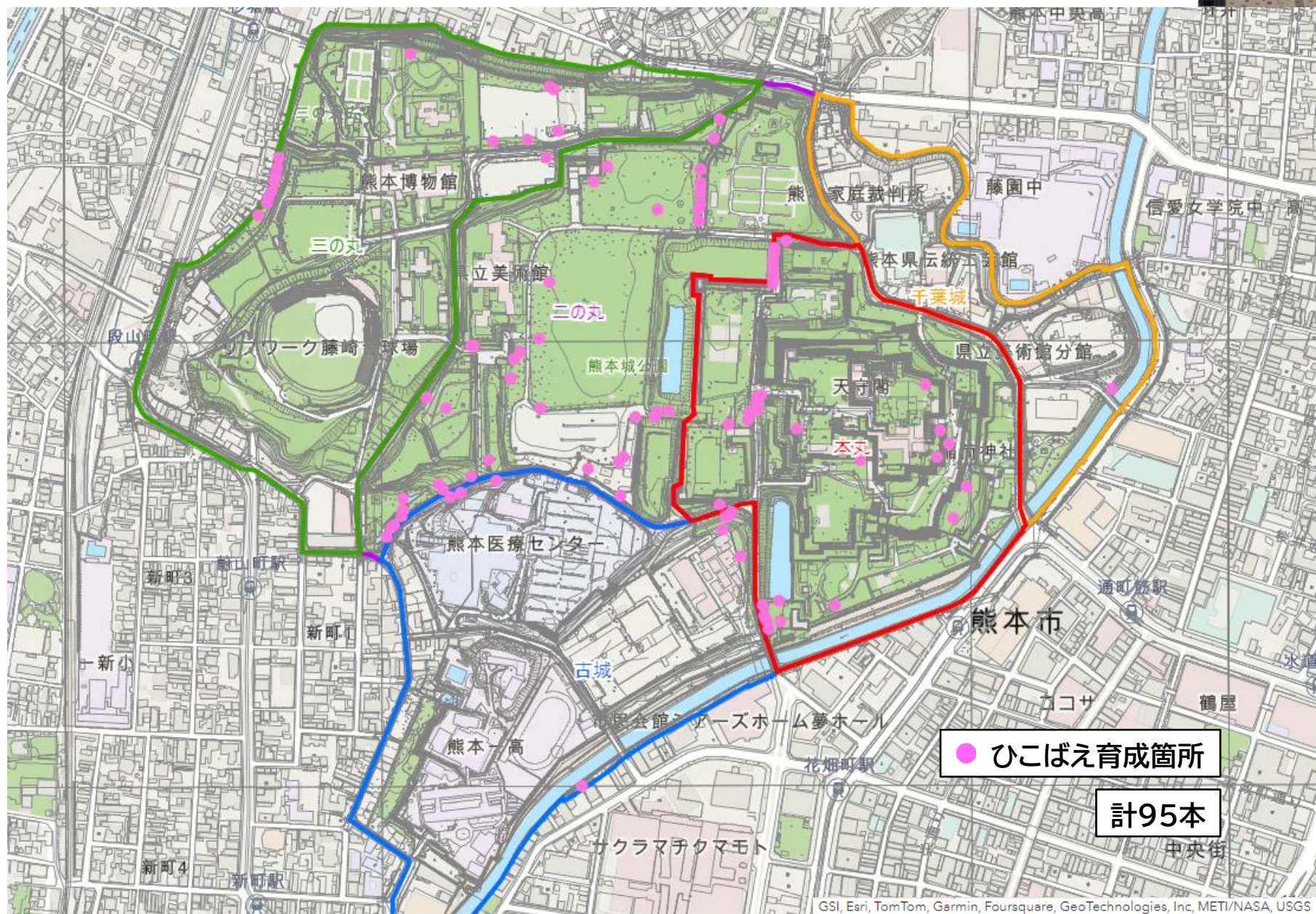


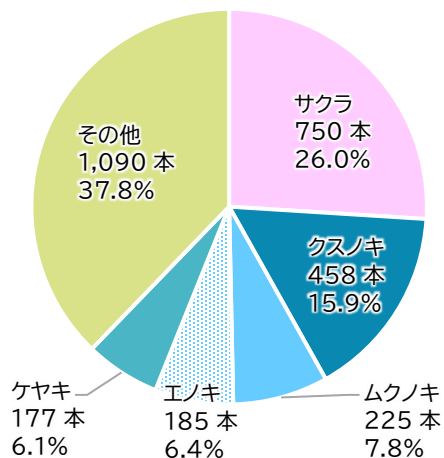
図4 ひこばえ育成位置図（令和6年度予定）



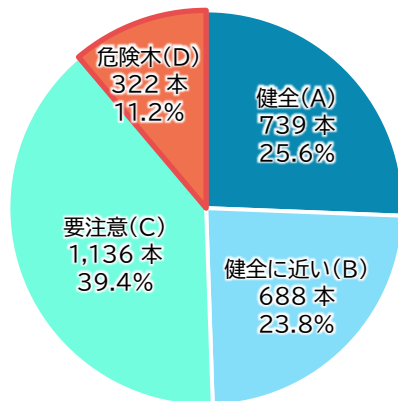


〈樹種内訳〉

＜令和2年度調査時点＞

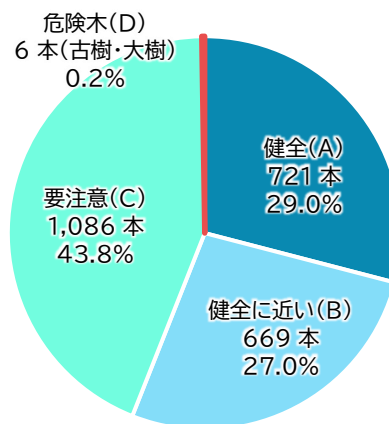
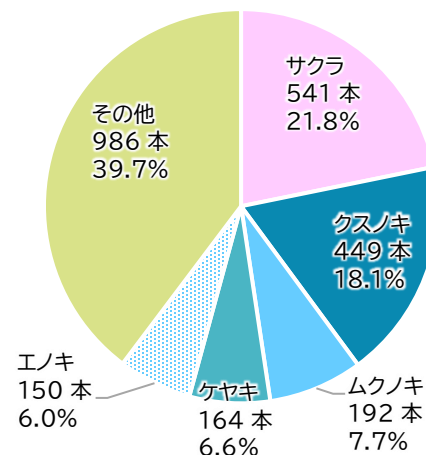


〈健全度内訳〉



合計 2885本

＜令和5年度末時点＞



合計 2482本(△403本)

〈備考〉

- 減少本数は危険木対応のほか、災害復旧工事の支障木や日常点検により危険と判断した樹木等の撤去によるもの
- 令和7年度に樹木医による定期点検(全木調査)を行い、健全度の更新予定

概要版

令和5年2月

熊本城

みどり保存管理計画

抜粋

Kumamoto Castle Botanical Conservation and Management Plan

熊本城総合事務所



計画策定の背景

現在生じている“みどり”に起因する問題

- ① 樹木が成長し肥大化することで石垣や重要文化財建造物など価値のある文化財を毀損する
- ② 文化財の姿が遠くから見えづらくなっている
- ③ 樹木の老齢化や病気などが原因で倒木や枝折れの危険のある樹木が増えている



このような状況を解決するため

本計画において、望ましい“**みどりの管理の在り方**”について方針を定め、計画に基づく“**みどり**”の保存・管理を実施していくために、“**みどり保存管理計画**”を策定することにしました。



計画の目的

本計画の上位計画となる「特別史跡熊本城跡保存活用計画（平成30年3月策定）（以下、「保存活用計画」という。）」において、みどりの保存管理については以下の基本方針が定められています。

< 緑の保存管理の基本方針 >

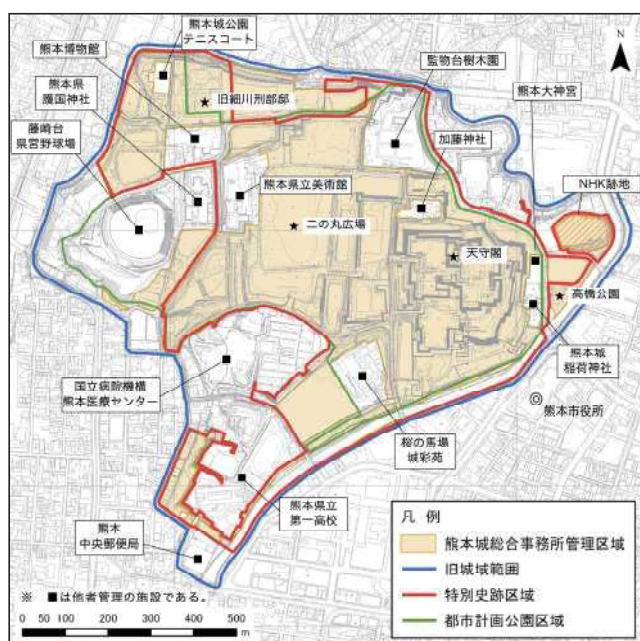
- ① 貴重な文化財を後世に引き継ぐことを第一とし、景観や適正な緑の確保にも努め、史跡と緑の調和を図る。
- ② 日常的な点検を充実させ、**遺構の保護、安全の確保、眺望の確保**に配慮した樹木の適切な管理を行う。
- ③ 熊本城における緑の本質的価値を明らかにするため、江戸時代における樹種やその配置などについて絵図・文献史料の調査・研究を行い、管理に活かす。
（「特別史跡熊本城跡保存活用計画」より抜粋）



上記の基本方針に沿って、本計画の中で、歴史的な“みどり”の調査・研究成果を整理し、“みどり”に関する保存と管理の具体的な方針を定めます。そして、計画に基づき実施していくことで、熊本城の史跡保存や、良好な歴史景観の形成、来城者の安全・安心の確保に努め、総じて**史跡とみどりの調和のとれた美しい熊本城を守り育てていくこと**が本計画策定の目的となります。

計画の適用対象範囲

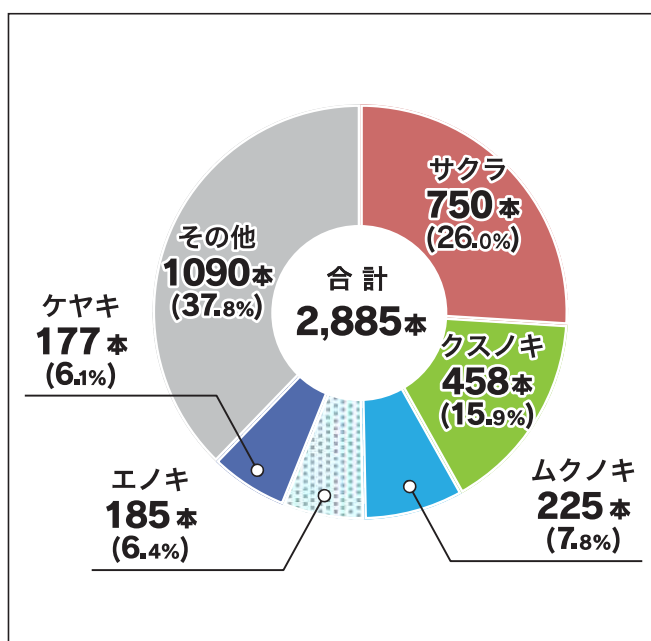
本計画の適用範囲は、熊本城総合事務所が管理する区域としています。
（黄色着色部分）



< 計画の適用範囲 >

本計画で扱う“みどり”の種類

- 高木（樹高3m以上）
- 芝生地、草地
- 中木、低木
- 希少動植物
- 庭園
- 花壇など



< 管理区域内に存在する高木（2,885本、86樹種）の内訳 >



第4章では、熊本城内における樹木（高木・中木・低木）やこれらによって構成される庭園木、草地、花壇といった各種の“みどり”に関する現状と課題を整理し、それを受けて14の管理方針を示します。
※令和2、3年度に実施した樹木医による樹木点検・健全度判定の結果等を踏まえ、みどりの管理方針をまとめました。

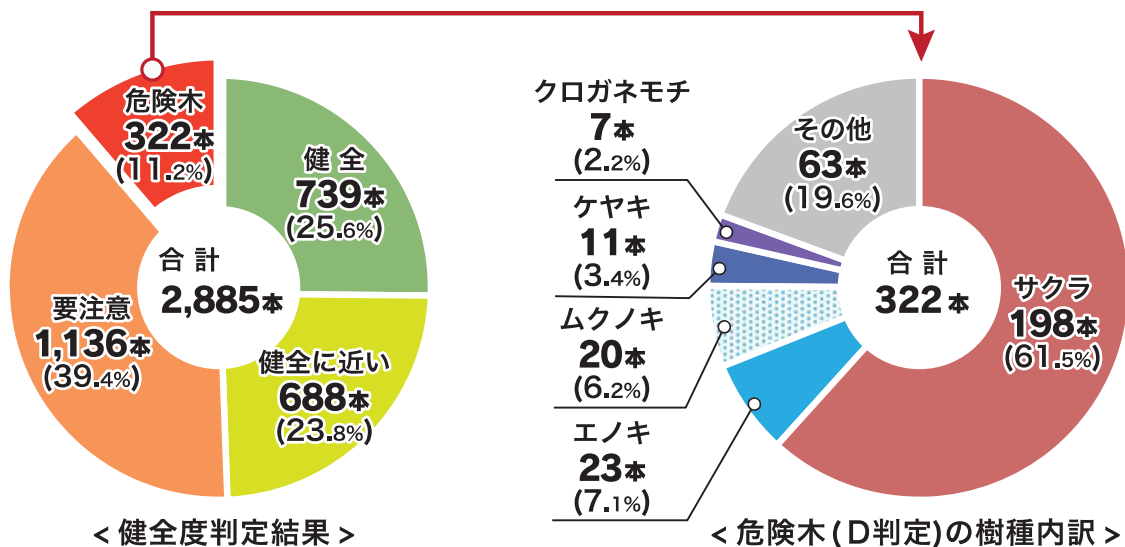
管理方針

01

来城者の安全確保（危険木への対応）



樹木医による健全度判定を行ったところ、高木の約1割にあたる322本の危険木が存在することが判明しました。これら危険木は、倒木や枝折れにより、来城者への被害が想定され、最悪の場合、人命を落とすことにもなりかねません。また、遺構に影響を及ぼす危険性も想定されるため、早急な撤去等の措置が必要になります。



対応方針

来城者の安全確保のため危険木撤去を行うとともに、樹木点検を継続的に実施する。

- 令和2年度の樹木点検で把握された危険木(322本)は原則撤去を行う。ただし、危険木のうち幕末以前から残る樹木(古樹・大樹)6本については、安全確保の手法(支柱や立入り禁止措置)を検討する。
- 樹木点検は今後も継続実施し、危険木や枯れ枝・腐朽枝・かかり枝等の把握に努め、新たに把握された異常に対し、安全確保のために適切な対応(樹木撤去や枝の除去)を行う。

※危険木の位置については、P9の図を参照下さい。



< 行幸坂の被圧を受けて
変形した樹木 >



< 幹が空洞化し
衰退した樹木 >



< 腐朽菌のキノコが
着生する樹木 >

城内樹木は、その植生位置によっては、倒木や枝の落下により重要文化財建造物等や石垣等に毀損を生じさせる危険性があり、また、根の成長により石垣や地下遺構に変形や毀損を生じさせる危険性もあります。

このように重要文化財建造物や石垣等に近接している場合など、遺構に影響を及ぼす恐れのある樹木を「遺構影響木」と定義。樹木点検の結果、遺構影響木が295本存在することが確認されました。(危険木撤去後の本数)

石垣等に影響を与えている樹木

根が石垣を圧迫・変形させており、今後も樹木の成長により石垣の変形や崩落などの被害が進行します。



〈石垣の面上に生育し、
石垣を変形させる樹木〉



〈石垣上部に生育し、
石垣を押し出すなど
石垣を変形させる樹木〉



〈石垣底部に生育し、
石垣を押し上げるなど
石垣を変形させる樹木〉

重要文化財建造物等に影響を与えている樹木

建造物の上部に枝葉が伸びており、落ち枝が発生した場合や倒伏した場合に被害が生じる恐れがあります。



〈長塀に大枝がかかっている樹木〉



〈南東櫓群に近接して生育する樹木〉

○ 石垣等に影響する樹木 ……………264本

○ 重要文化財建造物等に影響する樹木…31本

計 295本

早急に対応が必要な
169本を撤去予定

対応方針

遺構保護のため、遺構影響木の剪定・樹木撤去を行うとともに、樹木点検を継続的に実施する。

- ① 危険木撤去の対応が完了した後に遺構影響木の撤去を実施する。
- ② 危険木を撤去した後の遺構影響木は295本あるが、それら全ての樹木撤去を行うと景観が大きく変化することから、遺構の種類により優先順位をつけ撤去を実施する。
- ③ “石垣に影響する遺構影響木”については、早急な対応が必要である169本に絞り、年間30本程度ずつ5年かけて撤去を実施する。
- ④ 重要文化財建造物等に影響する遺構影響木(31本)は、危険木撤去を行った後、樹木の上部の管理(枯れ枝、腐朽枝、かかり枝、建造物上部に覆いかぶさる枝の除去作業)により被害を防ぐ。
- ⑤ ③、④の作業完了後も、定期的な樹木点検を実施し、把握された危険木や支障枝に対し適時に対応することで遺構への被害を防ぐ。
- ⑥ 樹木撤去は地盤面より上で実施し、残った切株からは「ひこばえ」が成長しないよう適宜除去する。
- ⑦ 石垣面に生える樹木は幼木のうちに撤去すべく、定期的な除去作業を実施する。

※遺構影響木の位置については、P9の図を参照下さい。

城内には幕末以前から生育してきたと思われる樹木が存在しており、中には、明治初期の古写真で存在が確認できるもの(古樹)もあります。一方で、古写真は残っていないが幹周が大きいものや絵図の記録があるなど、幕末以前から存在する可能性が高い樹木(大樹)も存在し、これらの樹木は熊本城の重要な要素となっています。

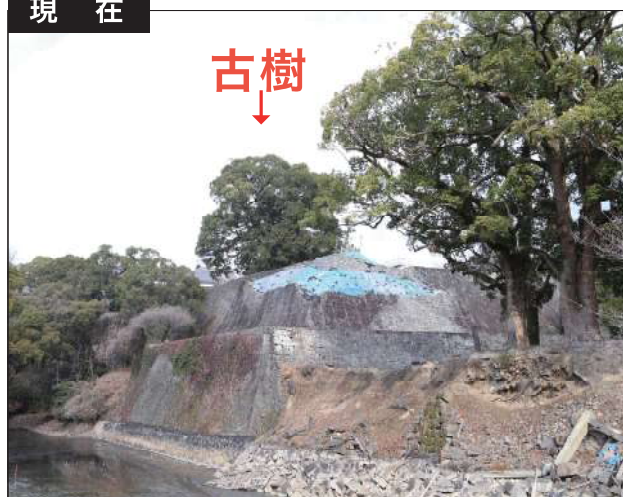
このような樹木は後世に生きた姿で歴史を伝えることができることから維持管理には十分注意し、保存していく必要があります。

古写真



明治8年頃撮影(長崎大学附属図書館)

現在



令和3年撮影

<飯田丸の古樹(クスノキ)>

対応方針

幕末以前から存在すると思われる樹木を古樹・大樹として認定し、永くそれら樹木が存続していくよう適正な管理を行い、生育環境の保全に努める。

- ① 以下を古樹・大樹の認定基準とし、それに該当する古樹13本、大樹18本を現時点での認定樹木とする。

<認定基準>

古樹：古写真(明治初期)があり幕末以前から存在すると判断できる樹木

大樹：古写真は確認できないが、絵図や幹周の数値から幕末以前から残っている可能性が高い樹木

“大樹”の幹周条件：クスノキ 5.0m以上、その他の樹木 4.0m以上
(地盤面より高さ1.3mの位置の幹周)

- ② 幕末以前から残る樹木(古樹・大樹)を市民に広く知ってもらうため、銘板の設置や云われなどの情報を整理し公開する。
- ③ 適正な管理と生育環境の保全のために、定期的な樹木医による点検・診断を行う。また、必要に応じて樹勢回復の措置を行い、保護育成に努める。
- ④ 危険木(D判定)の古樹・大樹については、来城者の安全確保、文化財の保護対策も併せて実施する。(立ち入り禁止措置、剪定等の実施)
- ⑤ 樹木は生き物であり、最終的には枯死するものである。そのため、保護育成の措置を実施しても樹勢回復が見込めず来城者や遺構に影響が及ぶ場合には、樹木医の判断と現状変更等の許可を得たうえで最終的に撤去を行う場合もあるものとする。

※古樹・大樹の位置については、P9の図を参照下さい。

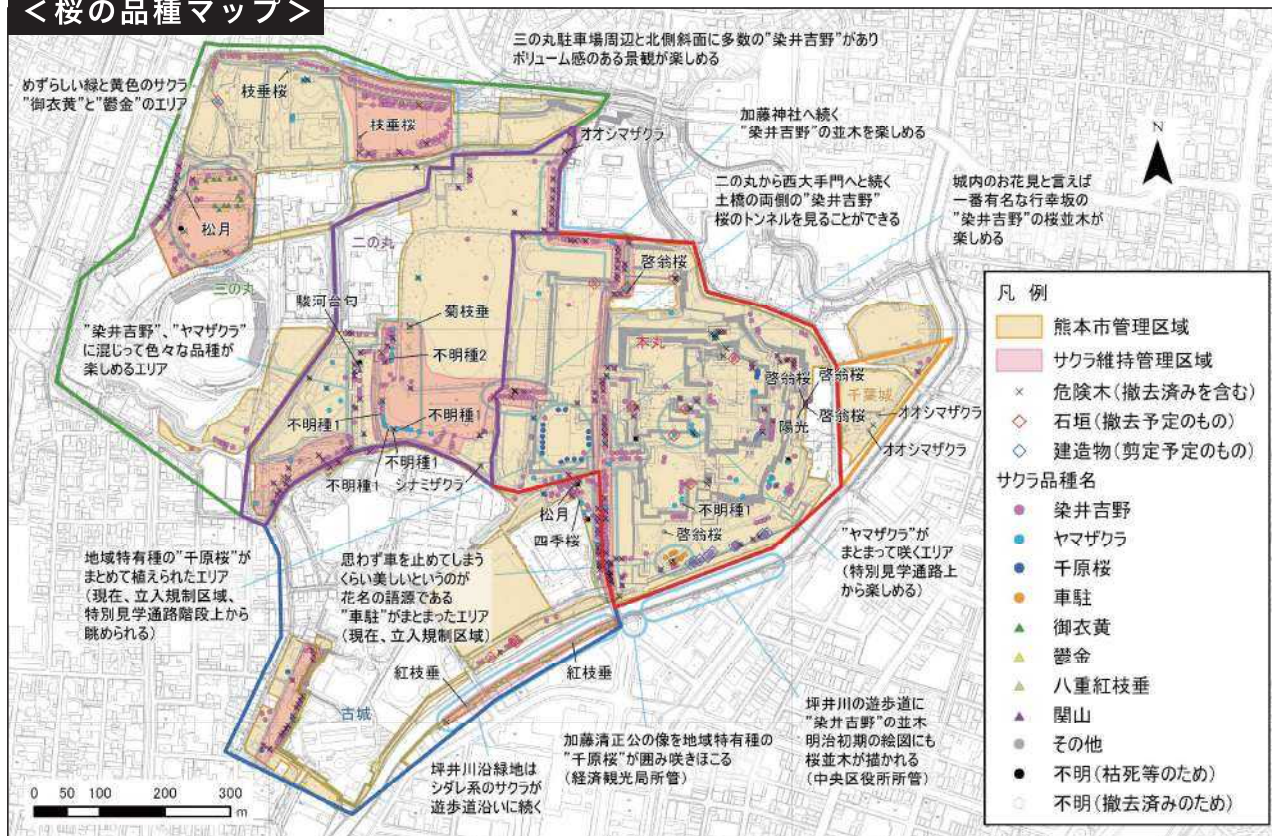
城内の樹種で一番多いのはサクラであり、750本（城内樹木の25%）存在していますが、危険木と判定されたものや衰弱が進行しているものが多いのが現状です。

対応方針

現状では様々な理由から衰弱が進んでいるサクラについて、危険木や遺構影響木のサクラについては撤去を行う必要がある。しかし、サクラの名所としても定着していることから、今後は、遺構保護に十分に配慮する中で、補植を行うことや残ったサクラを健全に育てるための保護育成に努める。

- ① “サクラ維持管理区域”を設定し、この区域を中心にサクラの保護育成に取り組む。
- ② 危険木や遺構影響木にあたるサクラは撤去が必要となるため、これらの補植を検討する。今後補植する際には、ヤマザクラ系を基本としつつ、エリアごとの特色や周辺のサクラの配置も踏まえて品種を選択することも可能とし、景観の継続保持に努める。

<桜の品種マップ>



城内の樹木を管理するに当たっては樹木に関する知識が必要となるが、職員も数年ごとに異動があり、長く携わり知識を深めることが難しい面もあります。そのため、本計画により将来にわたる事業内容や方針を定め、それに沿った継続的な樹木管理を実施することが大切になります。

対応方針

適切な剪定等維持管理を行うことで、健全な樹木を育てるとともに、美しい熊本城の景観を作っていく。

12 花壇管理

城内の花壇は、来城者や城周辺の人々の往来が多い場所において、華やかな雰囲気や季節感の演出を行う目的で設置していますが、現在は洋風の花苗を植栽しており、熊本城の和の雰囲気とは馴染まないところもあります。花苗は一年草が中心であり、年3回の植替えを行っています。

対応方針

今後、花壇やフラワーポットは宿根草※を使用するなど管理費用を抑えつつも、季節感と和の雰囲気を演出し、来城者の方々におもてなしの気持ちが伝わる工夫を行っていく。



※宿根草とは、春から秋まで成長して花を咲かせ、冬になると地上部は枯れて地中で根が休眠し、翌春になると再び芽吹き成長していくサイクルを持つ植物です。

水やりや雑草抜きなどの管理手間は必要ですが、一旦植え付けを行った後は、植え替えは不要であり、植物自らの力で成長していきます。



＜城内で試行する宿根草花壇の例＞
(季節により咲き変わっていく)

13 希少動植物への配慮

第3章で紹介した熊本城内にいる希少動植物については、生息・生育数が少ないこと、生息・生育場所が城内でも限られていることから、局所的な環境の変化で消滅・消失することもあります。

対応方針

熊本城内に生息・生育する希少動植物に配慮した工事・維持管理を行っていく。

14 発生材の活用

現在、熊本城の樹木を撤去した際には、木材を木チップやたい肥に加工する処分場に持ち込んだりしています。しかし、今後多数の樹木撤去により発生材が出るため、有効活用する方法・手法を検討する必要があります。

対応方針

今後撤去する樹木については、SDGsの観点や生きてきた樹木を大切に扱う環境教育の一環から、発生材の有効活用を進めていく。



ベンチの座板

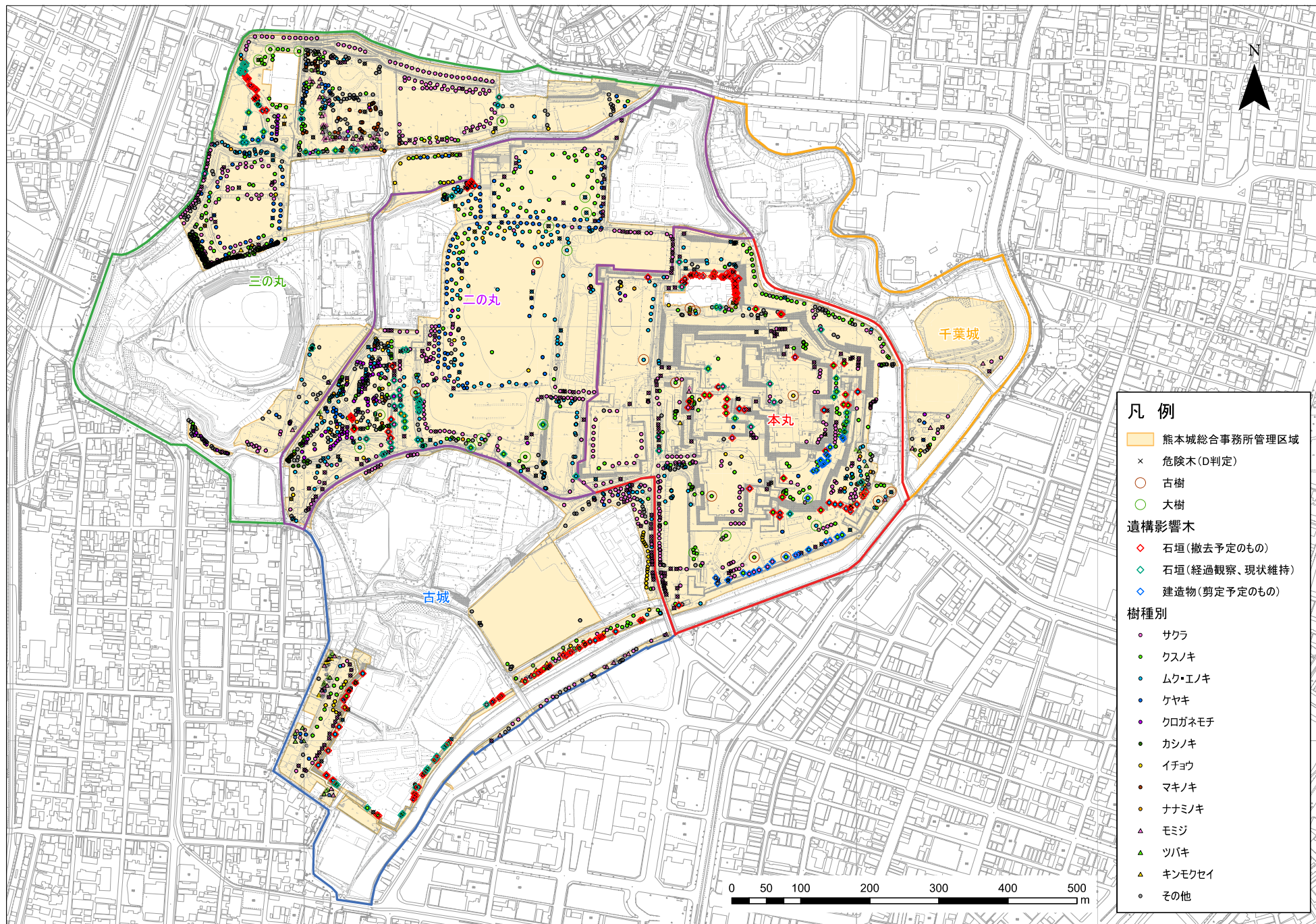


防虫効果を利用した虫よけ
＜熊本城の樹木を活用した事例＞



しおり

管理区域内の樹木位置図（危険木、遺構影響木、古樹、大樹）



(令和2年度 樹木点検結果を元に作成)